

平成30年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第8日（平成30年 3月12日 月曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について）」及び議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について」までの議案32件、計33件（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 甲 藤 眞 君 | 2番 | 田 中 耕之郎 君 |
| 3番 | 細 川 博 史 君 | 4番 | 前 田 晃 君 |
| 5番 | 浅 尾 公 厚 君 | 6番 | 森 一 美 君 |
| 7番 | 小 川 豊 治 君 | 8番 | 西 原 強 志 君 |
| 9番 | 永 野 裕 夫 君 | 10番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主 幹 | 猿田 光一 君 |
| 主 事 | 室津 裕也 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                  |         |                                          |         |
|----------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                              | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                    | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長           | 横山 周次 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員               | 中山 優 君  |
| 企 画 財 政 課 長                      | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長                                  | 野村 仁美 君 |
| 危 機 管 理 課 長                      | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                                    | 上原 由隆 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長             | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                              | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長<br>補 佐               | 西原 貴樹 君 | 市 民 課 長                                  | 中津 恵子 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長     | 田村 善和 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                        | 早川 聡 君  |
| 観 光 商 工 課 長                      | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 二宮 眞弓 君 |
| 水 道 課 長                          | 楠目 生 君  | じ ん け ん 課 長                              | 小松 高志 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長 | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長                              | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長                            | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                              | 中津 健一 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                      | 弘田 条 君  | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長         | 沖 比呂志 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長                          | 文野 喜文 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成30年土佐清水市議会定例会3月会議第8日目の会議を開きます。

会議に先立ちまして皆様をお願いいたします。昨日3月11日は東日本大震災から7年が経過しました。この際、執行部及び議場におられる皆様とともに、犠牲になられた方々に対し哀悼の意を表すべく黙禱をささげ、御冥福をお祈りしたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席ください。

日程第1、市長提出報告第1号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市消防手数料

条例の一部を改正する条例の制定について)」及び議案第1号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について」までの議案32件、計33件を一括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 皆さんおはようございます。無所属の西原強志でございます。本日は平成30年市議会定例会3月会議の開催に当たり、トップバッターとして一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨日で、東日本大震災から7年がたちました。時の経過とともに日常生活を取り戻すことができていない困難な状況において、復興への長い道りを覚悟しながら必死に頑張っている人々が多くある中で、今なお避難生活を余儀なくされている約7万3,000人の皆様に対しまして、一日も早い避難生活の解消を図ることが最も重要であります。防災に備える対策を、もちろん推進を図っていかねばなりません。被害を受けられた地域の一日も早い復興と、不幸にして亡くなられた方々を初め、今なお行方不明者になられている方々に対しまして、謹んで心から哀悼の意を申し上げます。通告に基づきまして、以下2点の事項について質問をさせていただきますので、しばらくの間御清聴をいただきたいと思います。

1点目の市税の徴収率の向上対策についてお伺いいたします。昨年12月7日の高知新聞の報道によりますと、県下市町村税の平均徴収率は96.2%、前年度に比べ0.5ポイント改善し、また平成28年度累積滞納額は5億3,500万円減少して、34億3,600万円とのこと。平成23年度の70億5,800万円から5年間で36億2,200万円減少していることとなります。この徴収率は、現年分及び滞納繰越分を合わせたものであります。全国徴収率の平均96.6%であり、高知県においては0.4%低いものの、大体全国平均並みであると認識しているところであります。

このような全体の状況の中で、高知県の34市町村の中で徴収率が高かったのは、いの町99.6%、馬路村98.8%、北川村98.7%の順にあり、市においては南国市の97.1%、香南市及び四万十市が96.7%であります。最も低かったのは、本市の土佐清水市が

91.7%、次に大月町92.1%、土佐市の92.2%と続いているところです。

徴収率の一番高いの町は、市税の調定額が25億5,200万円であり、本市の14億100万円に対して1.82倍の税額となっている中で、徴収率としてすばらしい実績を上げていることは言うまでもありません。また、馬路村の1億3,900万円、北川村の2億1,200万円、本市の調定額と比較すると、調定額の割合は、それぞれ本市の約9.9%、15.0%であります。いずれにいたしましても100%に近い徴収率を上げていることは、町村の市税の徴収に対する取り組みが高く評価できることとあります。また、一般財源の確保に大いに貢献していることとあります。

本市の平成30年度上程している一般会計の当初予算額は、97億3,800万円の計上となっているところです。市税を財源として充当している額は、12億21万3,000円である。歳入に占める割合は12.3%となっていることとあります。市税は、毎年歳出財源の一部として12から13%程度充てているところです。本市において人口減少が続いている中で、普通交付税の交付額が大幅に減少し、厳しい財政運営を図られていることは皆様御承知のとおりであります。このような状況において、市税の収入は自主財源の確保はもちろんのこと、市民負担の公平性の観点からも最も重要であると認識していることとあります。

初めに税務課長にお伺いいたします。市税の徴収率が91.7%と県下で一番低い実態について、市税の賦課を担当する課長としてどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

税務課長。

（税務課長 中山 優君自席）

○税務課長（中山 優君） おはようございます。お答えします。

市税の賦課につきましては、市税賦課条例に基づき、適正公平な課税を念頭に実施しており、個人市民税につきましては、毎年2月中旬から3月15日までの間、市民税の申告相談を実施し、納税者に納得して納税していただけるよう賦課を行っておりますし、固定資産税につきましては、市内全域を巡回し、現況調査を実施の上、現況に見合った課税を行っており、ここ数年は固定資産評価審査委員会に対する審査の申し出もありませんので、納得した上での納税をしていただいているものと考えております。収納率の低い原因が賦課方法にあるとは思ってはおりませんが、市民税は前年度の所得に対して課税することとなっているため、納税者が予期せぬ病気や事故等による入院加療、リストラ等による定期収入がなくなった場合、また自営業者の皆さんにおいては、年により収益の増減があることから、所得が減少した年には納税に苦慮しているということも伺っております。

ほとんどの方には納期内納入に協力していただいているところです。ただ、払えるのに払わ

ないという悪質な滞納者がいることも事実です。市税の賦課担当課といたしましては、今後も引き続き納税者の皆さんに納得して納税していただけるよう賦課に努めるとともに、従業員が2名以上の事業所に対し、特別徴収への切りかえを促す通知を行うなど、市民税の納め忘れをなくする取り組みを継続して実施しております。また、破産した会社等名義の固定資産税や明らかに車検切れとなっている軽自動車税の取り扱いについて、他市の取り扱い方法を参考に、より適正な課税客体の把握に努めるとともに、税務課と収納推進課が連携して滞納者の実態等の情報把握を行い、徴収率の向上に努めなければならないと考えております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ただいま課長から徴収率の低い実態等々、また賦課については適正に今課税しているというような答弁をいただきました。どうも本当にいろいろと詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。

引き続きまして、税務課長にお伺いいたします。市税の課税客体のあり方について、どのようなことを重点に置いて行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 税務課長。

（税務課長 中山 優君自席）

○税務課長（中山 優君） 市県民税、固定資産税、軽自動車税等は、市が納めるべき税額を計算して、納税者に通知する賦課課税方式となっています。税目ごとに賦課の流れを申しますと、個人住民税は、毎年各戸にダイレクトメールで申告に係る書類を送付し、申告の必要性を周知するとともに、事前に農林、水産業等関係機関から課税資料等の情報を収集し、申告相談の準備をします。納税者となる1人1人の課税資料をもとに、確定申告期間に市役所の税務課窓口や各市民センター等で申告相談を実施し、一人でも多くの方と面接することにより、納税者が納得して所得決定を行う体制をとっています。しかし、市県民税の申告は未申告者も少なからず存在していますので、税負担の公平を確保するため、未申告者に対して申告の催告を行い、課税客体の適正な把握と課税漏れ、また課税内容に誤りがないよう努めているところです。

固定資産税につきましては、可能な限り市内の巡回調査を実施し、現況を把握するとともに、国の公示価格、県の地価調査価格、不動産鑑定士の標準地の鑑定評価、路線価鑑定をもとに、3年に一度評価がえを実施し、適正な課税を行っています。軽自動車税については、4月1日現在、軽自動車台帳に登録されている車両の所有者に対してそれぞれ課税を行っています。税務課で最も大切なことは、賦課業務の公平性の確保です。これからも引き続き適正な課税客体の把握を行い、国民の三大義務の一つである納税義務を納税者の皆さんに納得して推進していただけるよう、適正・公正で、公平な課税に努めてまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長いろいろと、課税客体についてのあり方等について答弁いただきました。ありがとうございます。

続きまして、以下何点かについて収納推進課長にお伺いいたしたいと思います。税務課長に質問いたしましたが、市税の徴収について本市が県下で一番低い徴収率91.7%について、市税の徴収・滞納整理処分に関する担当課長として、この実態についてどのように認識しているのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） おはようございます。お答えいたします。

徴収を担う収納推進課といたしましては、これまで税負担の公平性を守るとともに、市の財源確保という観点からも差し押さえ等の滞納処分を含め適正な徴収に努めているところですが、平成28年度収納率91.7%は県下で最下位という結果であり認めざるを得ません。

要因といたしましては、課税額が高額となる建物等を所有する法人等の長期滞納など固定資産税が占める割合が大きいことから、今年度は固定資産税の高額となる法人等の滞納額減少に特に取り組みを強化するなど、29年度実績において28年度のような結果にならぬよう課を挙げて収納率アップに取り組んでいるところでございます。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長から収納率を上げるために課を挙げて取り組むという本当に力強い言葉をいただきました。ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

次に収納推進課の設置は何年度から行ったのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成25年4月1日から組織されております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） どうもありがとうございました。25年4月ということでありありがとうございました。

次に収納推進課の課員の体制について、どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

課員は課長1、税外債権担当係長兼務の課長補佐1、収納係長1、収納担当職員2、税外債権徴収担当職員1の合計6人に収納消し込み等の業務のため、臨時職員2人の総勢8人で収納業務に当たっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課員に臨時職員も含めて8名で体制に当たっているということであり、よくわかりました。

次に平成23年度から平成28年及び29年度について、平成30年1月末までの市税の徴収率の推移についてお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成23年85.4%、平成24年84.9%、平成25年88.3%、平成26年91.1%、平成27年91.2%、平成28年91.7%、平成29年、30年2月末日現在で85.9%です。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。23年で85.4%が28年には91.7%になっているという答弁をいただきました。ありがとうございました。

次に不納欠損額についてお伺いします。平成23年度から平成27年度までの5年間の不納欠損額についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成23年840万8,281円、24年2,432万1,790円、25年3,808万6,114円、26年1,232万2,113円、27年1,346万5,539円、平成27年

1,346万5,539円、計9,660万3,837円です。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 今課長の答弁によりますと、不納欠損額は合わせて9,660万3,000円であるということをお答えいただきました。その欠損処分にした主な理由をどういう理由で処分されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

不納欠損額の内容といたしましては、どの年度とも滞納処分等を行う資産が見つからないまま5年間を経過したことによる時効による欠損が全体の80%程度を占めており、税目では80%程度が固定資産税、15%程度が市民税と、この二つの税で不納欠損の大半を占める内容となっています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 主に時効が80%ということのようではありますが、よくわかりました。

続いて滞納繰越額についてお伺いいたします。先ほど申し上げたように、高知県の全体では前年と比較して0.5ポイント改善し、平成28年度累積滞納額は5億3,500万円減少し、34億3,600万円とのことであります。平成23年度の70億5,800万から5年間において36億2,200万円に減少しているところであります。

本市は平成23年度末の滞納繰越調定額がどの程度あったのか。また28年度末には滞納繰越調定額はどの程度になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成23年度の滞納繰越調定額は2億933万4,000円で、平成28年度の滞納繰越調定額は1億592万7,000円です。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 23年度が2億933万4,000円、それから28年度末で1億592万7,000円という答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に他の市町村の徴収率と本市の状況等について伺います。ただいま23年度及び28年度末の滞納繰越調定額の答弁をいただきました。平成28年度の市税徴収率は91.7%ですが、本市においては市税のうち100%を納入されている国有資産等所在市町村交付金及び納付金、たばこ税等1億1,700万が含まれていますので、その額を除いて3年間の徴収率を見ますと、平成26年度は90.1%、平成27年度は90.4%、平成28年度は90.2%と0.8%から1%の徴収率が全体よりたばこ税等を含めた率より低くなっている状況であります。その分の徴収率を換算すると、固定資産税、市民税、軽自動車税等では大体徴収率は90%程度の確保にとどまっている状況であります。

先ほどの答弁によりますと、平成23年度末の滞納繰越調定額は、2億933万4,000円、平成28年度末には1億592万7,000円となっていますので、23年度と28年度を単純に比較すると、5年間で減少額は1億340万7,000円の滞納繰越調定額が減少していることとなります。滞納繰越調定額の減少率は50.6%ですが、そのうち先ほど答弁いただきましたが、不納欠損額は5年間で9,660万3,000円となっています。滞納繰越調定額が大幅に減少となったのは、不納欠損処分によることとなります。県全体では滞納繰越調定額は半減していますが、本市においても今申し上げたような要件により、同じ水準となっております。過去の平成24年度以前は、徴収率84.4%台の低い水準であったが、市税の収納率向上が繋がらなかったこともあるかと思えます。ただいま課長から収納率の推移の答弁をいただきました。平成25年4月から課が設置されてから、税務課から市税の徴収に関する事務を所管することになり、今日まで課職員一同、一生懸命取り組んでいることは十分理解しているところであります。

課長にお伺いします。他の市町村の徴収率と比較して、向上につながっていない状況にあるように思いますが、その主な要因はどこにあるのか、先ほどの欠損のところでちょっと出ましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

収納推進課ができた平成25年度以降、わずかながらでも着実に徴収率は向上しておりますが、その上昇率が他市町村の収納率向上に比べ、低いという結果によるものと判断しております。県下最下位という結果の理由といたしましては、他市町村には少ない固定資産税の高額滞納法人等の問題が挙げられ、今年度は特にこの部分に重点を置き、徴収業務を進めているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。

次に、租税債権管理機構への委託件数及び税額についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） 移管した本税額でお答えいたします。

平成25年7,167万785円、平成26年4,752万3,188円、平成27年4,242万614円、平成28年3,386万770円、平成29年3,521万3,868円、合計2億3,068万9,225円。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。課長、何件か件数をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） 申しわけございません。件数は土佐清水市は70件と決まっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） そうじゃなくて25年で何件、26年で何件ということは出ますか。全体で70件と考えていいですか。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） 土佐清水市としては租税債権管理機構に持っていくのは70件で、そのうちの収納件数ということでしょうか。毎年70件です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） そしたら毎年70件は出すと。あるときには50件ということやなし

に、70件出すと。わかりました。

次に管理機構で委託しておりますよね。成果はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

移管した本税にかかわる徴収額でお答えいたします。平成25年2,140万5,136円、平成26年1,798万7,981円、平成27年2,060万6,787円、平成28年1,559万2,154円、平成29年、これは30年2月末日現在でございますが、1,746万2,359円、計9,305万4,453円。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） そしたら収納率は半分ぐらいですかね。約何%の収納を上げているかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

約50%程度と考えております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ありがとうございます。

次に、納期内収納状況についてどのような実態なのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成30年2月末日現在で年金からの特別徴収分を除く市税全体調定5万8,973件、13億3,763万円に対し、平成30年2月末日現在、納期内納付による納付の内容は4万9,147件、11億1,346万7,000円、率では件数、金額ともに83%が納期内納付となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) すばらしいですね、83%という納期ということがわかりました。ありがとうございます。

次に口座引き落とし状況についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 (仲田 強君) 収納推進課長。

(収納推進課長 田村光浩君自席)

○ 収納推進課長 (田村光浩君) 口座引き落としの対象となる、給与天引き及び年金からの特別徴収分を除く市民税、固定資産税及び軽自動車税の平成28年度口座振替実績でお答えいたします。

平成28年度3税の延べ調定件数と調定額合計5万2,021件、10億1,549万5,000円に対し、口座振替に係る納付件数と納付額合計は、1万5,160件、3億2,483万9,000円となっており件数では市税全体の29%、同じく金額では市税全体の32%となっております。

以上です。

○ 議長 (仲田 強君) 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) どうもありがとうございます。

続いて課長から租税債権管理機構への委託件数及び徴収実績、納期内収納状況、口座引き落とし状況等の答弁をいただきました。今後どのようにして収納率向上に向けて取り組んでいくのか。課長も今月いっぱい退職されますけど、行政の仕事は継続されるようでありますので、ひとつ課長の決意をお願いしたいと思います。

○ 議長 (仲田 強君) 収納推進課長。

(収納推進課長 田村光浩君自席)

○ 収納推進課長 (田村光浩君) お答えいたします。

徴収率アップは、市の自主財源確保という観点からも重要な役割を担っており、税外債権を含め、今後も収納推進課はもちろん税務課及び関係課と緊密な連携の上、差し押さえ等の滞納処分も含めて適正な徴収業務に努めてまいります。

特に先ほども申し上げたとおり、固定資産税に係る滞納額が大きいことから、今年度は課税額が高額となる法人等への個別対応や納税管理者が県外等で滞納処分に係る資産調査等が困難な滞納者への個別対応等に取り組んでいるほか、破産・廃業等で多額の滞納を残したままの法人等については、債権回収の見込みを徹底的に調査・確認の上、その結果により不納欠損処理等も適切に行うことで、収納率アップと収納額アップ実現を目指しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 課長、どうもありがとうございました。続いて事務方のトップであります副市長にお伺いしたいと思います。

平成28年度の徴収率は91.7%、平成24年の徴収率は84.9%から見れば6.8ポイントの改善が図られていることとなりますが、先ほど課長から答弁がありましたように、平成23年度末の滞納繰越調定額が2億933万4,000円、平成28年度末には1億592万7,000円に減少となりました。その減少率は50.6%と約50%の改善が図られていることとなります。しかし減少額となった滞納繰越調定額は1億347万7,000円でありますから、そのうち93.4%の9,660万3,000円が不納欠損額として処理されているところがあります。このことから見れば改善が図られている5カ年間で6.8ポイントの徴収率の向上とみられるものの、そのほとんどが不納欠損処分によることとなります。正当な理由により、不納欠損額として処理されていることと思いますが、市民負担の公平性からして好ましい状況でないところがあります。滞納期間が長くなるほど、時効等々の問題があつて、不納欠損額が大きくなる場所があります。ただいま申し上げたように、多額の不納欠損額として処分しているこの処分のあり方についてどのように認識しているか、また今後の取り組みについて副市長にお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

不納欠損につきましては、本市の貴重な自主財源の権利放棄ということとあわせ、税の公平・公正な徴収の面からしても大変じくじたる思いをしております。しかしながら、収納推進課長が答弁したように倒産・廃業・破産等で明らかに徴収が見込めない事例が発生していることも事実であり、このようなケースの場合は、徴収に向けた最大限の努力を行い、調査の上で地方税法等に照らし合わせ、適切な不納欠損処理を行うことも必要と考えております。

今後におきましても、収納推進課長が答弁したとおり、適切な課税客体の把握を行い、滞納が生じた場合には資産調査をしっかりと行い、適宜差し押さえなどを行い、徴収業務に当たることで不納欠損額を可能な限りなく少なくするよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 税務課とそれから収納推進課の関係ですが、四万十市なんかは口座引き落とし業務は税務課でやってるというふうにお伺いしておりますが、今収納推進課については私債権の業務がたくさん来ておりますので、その辺についても課の体制と申しますかしっかり見直しをして、今の体制でよければ一番いいですが、それも含めて見直しをしてはどうかというように考えておりますが、副市長の所見をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

現在、本市では平成25年度より市税の賦課・徴収業務を、税務課と収納推進課の二課に分かれて行う体制をとっており、それぞれの業務が効率と収納率アップを目指して、それぞれの二課が連携協力して業務に当たっており、税外債権を含めてその効果は徐々にではありますが出てきていると認識しております。

今後におきましても、この二つの課がこれまで以上に課税客体等の情報を緊密に連携し、それぞれの業務に当たることで、収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） どうもありがとうございます。

次に2点目の随意契約についてお伺いいたします。随意契約について新聞報道によりますと、南国市において随意契約を行う際は、3者から見積書を取り、最低価格の業者に発注すると規定しているが、実際には発注業者に残る2業者の見積書を集めさせる手法が横行しており、前副市長の逮捕容疑と同様に価格競争が働かなかったというように書かれております。

他市においてもこのような事件があったことから、本市の随意契約についてどのような状況で契約されているのかお伺いしたいと思います。

先月の2月22日の総務文教常任委員会において27年度及び28年度の随意契約の状況について報告がなされたところでありますが、また所管委員会以外の議員についても、議会事務局の議員レターボックスを通して総務課長名で27年度及び28年度の随意契約の状況について提出されたところであります。その内容につきましては、時間の都合がありますので、いずれにしても27年度は8億、それから28年度は8億程度の随意契約されております。そういう状況の中で、平成27年度の各課の集計の契約の種類別を見ますと、一番多いのが委託業務が87%、それから28年度においても85.4%となっております。このように本市においても多額な随意契約が行われている状況であります。

初めに、次の事項について総務課長にお伺いいたします。地方自治法第234条第2項の規

定及び地方自治法施行令167条の2により随意契約によることができる場合において、本市の契約規則第26条第1項1号に該当する工事及び製造の請負130万円以下の契約について、事務分掌規程において建設事業の施行に伴う指名、入札、契約に関することは、総務課の所管事務として行うことになっているが、そのような認識でよろしいかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

総務課財産管理係で行っておりますものは、地方自治法第234条の規定による地方自治法施行令第167条の指名競争入札に係るものです。工事や修繕等の施行に当たって基本指名競争入札を行っており、土佐清水市建設事業管理審査委員会で審議を行っております。

なお、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約につきましては、各主管課で行っております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 各所管課で行っているということであります。

次に随意契約についてお伺いしたいと思います。随意契約に付するときは2人以上の者から見積書を徴取しなければならないということになっておりますが、総務課としてどのような方法を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2及び土佐清水市契約規則第26条の随意契約によることができる契約の種類及び額、第27条の見積書の徴収によって行っておりますので、まず随意契約することが適当であるかどうかということについて、事務専決規程に従って決裁を受けることとなっております。この決裁を受けるに当たり、見積書の提出を依頼する業者の選定につきましても、土佐清水市契約規則第27条により5万円以上の物品の購入、または20万円以上の修繕の場合は、2者以上のものから見積書を徴収することとなっておりますので、工事または修繕する施設が立地する地域もしくは近隣の事業者から基本的には3者以上を選定した上で決裁を受けることとしております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） それで業者の選定ですけど、もう簡単に答弁お願いしたいと思いますが、どのような方法で選定を行っているのかお伺いしたいと思います

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたけれども、工事とか修繕の場合でしたら施設が立地する地域、もしくは近隣の事業者から基本的に3者ということで選定させていただいております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 選定してその後随意契約に至るまでの経過を簡単に。どういう方法で選定して、例えば2者あたりに出して、見積書を出してもらうて、それから随契となると思うけれど、その辺の設定した後の状況をお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

見積書の徴収につきましては、先に述べた業者に対して見積依頼書と仕様書を送付しまして、設定した期日までに提出していただくように依頼しております。提出していただいた見積書は立会人のもと開封し、落札者を決定しております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） よくわかりました。

次に危機管理課長にお伺いしたいと思います。工事または請負の130万円以下の契約についてであります。その中で随意契約を行う際には業者の指名、課長にもお伺いしたいのですが、選定をどのように行っているのか、簡単でいいですがお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 総務課長も申しましたように、業者の選定につきましては市内業者の育成により地域経済の活性化を図るため、市内業者を優先して選定しております。ただし、地方自治法施行令167条の2第2項、その性質または目的が競争入札に適しないものに該当する場合は市外業者となる場合もございます。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） その業者の選定はどのように行っておりますか。130万円以下の工事について業者の選定をどのように行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 業者の選定につきましては、先ほど申しましたように市内業者の育成により地域経済の活性化を図るため、市内業者を優先して選定をしております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） 何者か業者はあるわけよね。業者選定して、先ほど総務課長が言うようにその業者にこういう工事があるけん出して、その業者は3者やったら3者に出しますね。出したそれからの流れやけんど、どういうふうな方法でやるのか。というのは、ちょっと一般質問の打ち合わせのときに、建設協会から出してもろうてという話を言いよったのよ。その中から選ぶというような、そんな話をちらっと言いよったので、この点について、そういうことは一切ないんですかね。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

危機管理課におきましては、26年度より津波避難対策ということで集中的に避難道の誘導灯であったり、地区防災倉庫を進めてまいりました。これにつきましては、先ほど申しましたように市内業者の育成を目的に、高知県建設労働組合土佐清水支部に依頼しまして、速やかな対応が可能な市内業者、3者以上の見積もりの提出をお願いしております。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ほんなら見積書については高知県労働組合にその3者を出してもらいようということでしょう。3者を出して、その3者から見積書が来て契約をしようということのように私は受けとっておるけど、そういうことはないですかね。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） この中の先ほど申しましたように誘導灯の部分と防災倉庫の部分ということで御理解いただきたいと思います。3者から出していただいて、その中から最低価格の部分と契約をいたしまして、工事のほうにかかっているかかっています。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) 2名以上の3名の業者の選定について、労働何たらいうところにおいて、出しよるといいうような話を打ち合わせのときに聞いたけん、それは妙におかしいがやないかと言ったことやったけど。ほんならその名簿の一覧表が来て、それから3者を指定して、見積書を出させよるといいうことでいいですかね。もうその辺一番大事なところやけん、ちゃんとしてもらわないかんと思うけん。その名簿を随意契約する2者以上の見積書を出すに当たって、危機管理課はどうしようかといいうことを、どういいう手順でやりようかをちゃんと説明してもらわんと。

○議長 (仲田 強君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田敦浩君自席)

○危機管理課長 (岡田敦浩君) うちのほうから3者を指定してといいうことではなしに、建設協会のほうへお願いをいたしまして、ほかに持っている仕事等の配分もありますので、その中で3者を選定していただいて、その中から3者分を出していただいておるといいう状況です。

○議長 (仲田 強君) 8番 西原強志君。

(8 番 西原強志君発言席)

○ 8 番 (西原強志君) それやけんど、こっちから名簿が来て3者選んで、向こうへ通知を出して見積もりを出してもらって、それから最低の価格と契約するのやったらわかるのよ。今の言い方は向こうから出してもらって。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (仲田 強君) 7番。西原さんちょっと。7番。

○ 7 番 (小川豊治君) 今の一般質問を通じて、随契の発注のあり方を問うておりますが、今の答弁を聞きますと、ちょっと自治法上どうかなといいう問題があるがですよ。そこあたりもう一回精査して答弁せんと、ちょっとどうかなといいう法的に問題は私わかりませんが、ちょっと疑問点を感じましたので、もう一度答弁をもっと精査して、かちつとした形でせんと、今の状況の中では。録音してませんね。とめてますね。

○議長 (仲田 強君) わかりました。西原さん、ちょっと打ち合わせのときと全くきょうの本議会で何か食い違いがあるみたいですので、ちょっと暫時休憩をして、調整したいと思いません。暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時06分 再 開

○議長 (仲田 強君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 岡田敦浩君自席)

○危機管理課長(岡田敦浩君) お答えします。

先ほどの答弁で少し混乱しましたので、整理をし直して答弁をさせていただきます。

まず建設協会、建労に依頼をいたしまして、建労より業務可能な業者の報告を受けまして、市のほうが選定し、見積書を提出いただくよう依頼をしております。出てきた中で最低分ということで、業者を決定しております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) よくわかりました。

そしたら業者の選定は市がやりようとして理解してよろしいんですかね。なお答弁をお願いします。

○議長(仲田 強君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田敦浩君自席)

○危機管理課長(岡田敦浩君) そういうことでございます。

○議長(仲田 強君) 8番 西原強志君。

(8番 西原強志君発言席)

○8番(西原強志君) それで時間の都合もありますので、まちづくり対策課長にもお願いしておりましたけど、申しわけないんですが同じような内容でありますので、割愛させていただきます。

それでは総務課長にお伺いしたいと思います。先ほどもお伺いしましたが、事務分掌規程において建設事業の施行に伴う指名、入札、契約に関することは総務課の所管事務として行うことになっているが、まちづくり対策課は答弁しませんでした。それぞれの課において事務を執行しているということについて、各課にこの工事関係の事務分掌規程として載せるべきじゃないかというように私は考えますが、その辺どうですか。

○議長(仲田 強君) 総務課長。

(総務課長 野村仁美君自席)

○総務課長(野村仁美君) お答えいたします。

課設置条例において、総務課の事務分掌に、「5 建設工事の入札契約に関する事項」となっておりますので、事務分掌規程における「建設事業(製造を含む)の施行に伴う指名、入札、契約に関する事」については、入札契約に係る契約と解釈しておりますのと、事務専決規程

において、工事の施行等に係る契約の締結については、100万円未満は主管課長、500万円未満は企画財政課長、5,000万円未満が副市長となっておりますことから、各主管課における主管する事項に含まれているというふうに解釈しているものです。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） そしたらその事務規程は今までどおり変更するお考えはないということですかね。妙におかしいと思うけど。

それでは市長にお伺いしたいと思います。工事または製造の請負130万円以下の契約について、代表として本市の結果的に2課になりましたが、2課についてお伺いいたしました。本市の契約規則に基づいて事業の推進を図っているとのことですが、安心しているところであります。

ただ平成30年2月14日の高知新聞に、話題として「総ざんげ？」と記事が書かれていましたので、その一部を朗読したいと思います。

南国市の前副市長が逮捕された官製談合事件は、市長らが汚職で捕まった二十数年前と同じ官民癒着の風土を感じさせる。さらに深刻なのは市全体で不適切な随意契約が横行していたことだ。同市の随契は、3社以上から個別に見積書を提出させ、最低金額の業者と契約する規則になっている。しかし、多くの職員が受注予定業者に他の2社の見積書をつくらせていた。市が談合を黙認していた構図ともいえ、現副市長が「私も関与した」と認めるなど、総ざんげの状態だ。ただ、これは南国市だけの問題だろうか。本紙の取材にほぼ全ての市町村が同様の不正を否定したが、私は慎重に見るべきだと思っている、というような記事が載っております。

そういう状況の中で市長にお伺いしたいと思います。随意契約について、市長としてこの問題をどのように捉え、今後の事業推進を図るのかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） さきに総務課長が答弁をさせていただきましたが、公共調達是指名競争入札を基本としておるところであります。しかしながら地方自治法施行令に該当する場合のみ随意契約ができます。この場合でも複数者から見積書を徴取し、競争性を確保することは必要となりますので、手順を踏み、この手順が一番大事だと思っておりますが、手順を踏み実施して、これまでおります。

先ほど指摘をされました南国市の元副市長の官製談合防止法違反の報道があった後、契約事務についての法令遵守と事務の徹底については、課長会で管理職に周知して、そして総務課からは職員に対して周知を図っているところでもあります。あわせて3月6日には、公正取引委員

会事務局近畿中国四国事務所四国支所小林総務課長を講師にお招きをいたしまして、独占禁止法と入札談合等関与行為防止法に関する研修会を2回開催し、78名の職員が受講しているところであり、今後も職員の研さんに努めながら、公正で公平な入札、随意契約に努める所存であります。

○議長（仲田 強君） 8番 西原強志君。

（8番 西原強志君発言席）

○8番（西原強志君） ぜひそういう問題が行らないように、市長の答弁にありましたように万全を期して対応していただきたいと思います。

後になりましたが、今月の3月31日付をもって退職されます管理職の5名の方々と初め、14名の方々が退職される皆さんに対しまして、大変お疲れさまでございました。これまでに長年にわたって市民福祉の向上と市勢の発展のために御尽力いただきましたことに対しまして、この場をおかりいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

退職される皆さんにおかれましては、退職後は十二分に健康に留意され、市政に対しまして御助言などをいただければ幸甚に思うところであり、皆さんの御健勝と御多幸を心から祈念申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休 憩

午前11時23分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） 皆さんこんにちは。きょう46回目の質問をさせていただきます。昨日、東日本大震災の7周年というか物すごい特集を組んで放映されておりましたけど、私も昨日はちょうどおじの命日と重なりますので、哀悼の意を表しながらテレビを見させていただきました。先日の2月10日、南三陸町の職員が黒潮町にまいりまして、震災とその後の復興についていろいろと話してくれました。けどなかなか進んでないというのが現実だそうです。皆さんが一生懸命努力しながら頑張っているという姿は見えましたけれど、なかなか国の復興計画あと3年しかないのですけれど、その間に復興できるかどうか心配なところがありました。

この間冬季オリンピックが開催されまして、日本の選手が非常に頑張っているいい成績をおさめたことはうれしいことでした。また、現在パラリンピックが行われておりますけど、なかなか頑張っているようで、楽しく見させてもらっております。昨日から大相撲が始まりましたけど、

残念ながら横綱2名が出場しないということで、寂しいと思っております。今の力士が頑張っ
て盛り上げて行ってほしいと思っております。

通告に従いまして、質問させていただきます。28年の12月ごろと思いますが、再犯防止
法という法律が施行されました。これは犯罪を犯した人が再び同じ過ちを繰り返さないように、
地域社会で見守っていかうとするものと聞いておりますが、詳細についてはまだはっきりして
おりません。もうちょっと勉強して頑張りたいと思っておりますが、福祉事務所長にお伺いします。

福祉事務所はこの件について担当する部署になるのでしょうか。もし担当するのであれば、
この法律の趣旨と目指す方向について教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。福祉
事務所長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

福祉事務所長補佐。

（福祉事務所長補佐 西原貴樹君自席）

○福祉事務所長補佐（西原貴樹君） お答えいたします。

再犯の防止等の推進に関する法律が平成28年12月14日に公布、施行されました。この
法律が福祉事務所の所管になるかどうかは現時点では未定ですが、再犯防止に向け、保護司を
初めとする民間協力者の積極的な働きかけを実施することになっていきますので、本市の保護司
会を担当している福祉事務所も中心的な役割を担う必要があると思います。

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること
等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯防止等に関する施策に
関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等
に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計
画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる
社会の実現に寄与することを目的とするものです。この法律の基本理念、国等の責務、基本的
施策は次のとおりです。

1、基本理念。犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が
困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力
を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。

犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後
も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。

犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに
みずから社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。

2、国等の責務。国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務、地方公

共同体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務。

3、基本的施策。国は、再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等、社会における職業・住居の確保等、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備、再犯防止施策推進に関する重要事項を実施。地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務。また、この法律の第7条第1項の規定に基づき、再犯防止推進計画が平成29年12月15日に閣議決定されています。

いずれにいたしましても、今後、この法律に基づく具体的な事業が円滑に実施できるよう、福祉事務所として主体的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。この計画をもうちょっと前から法律を十分勉強して、皆さんに協力してもらって頑張っていきたい。再犯防止について頑張っていきたいと思いましたが、そこまでいきませんでした。恐らく今後この再犯防止推進計画に掲げる事項等の概要というものが県のほうから来るんじゃないかと思うんですけど、国のほうは一応のめどをつけて、今度県のほうにおろしてくるようです。この法律関係というものについては条例なんかつくらなくちゃいけないと思うんですけど、その法律関係については総務課が所管するのではないかと考えていたところですが、いずれの課が所管するにしても、法律が求めているものをきちんと把握していかなければ前には進めないと思います。関係する課がお互いに勉強して、何を求めているか、それはどこの課が担当して進めていくのかを決めなければならないと思っています。

総務課長にお伺いします。この法律は自治体に何を求めているかということを検討したか、お伺いします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

先ほど福祉事務所長補佐が答弁しましたとおり、再犯の防止等の推進に関する法律の目的、基本理念、国等の責務及び基本施策について答弁しておりますので、重複することとなりますけれども、第4条において、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえた、地域の実情に応じた施策を策定し実施する責務を有することと規定されております。またこの法律により、昨年12月15日に閣議決定されました再犯防止推進計画については、計画期間を平成30年

度から平成34年度までの5年間とし、七つの重点課題と、法務省を中心に関係する厚生労働省、総務省等各府省における具体的施策が策定されております。

七つの重点課題と具体的施策とは、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援実施、④特性に応じた効果的な指導の実施、⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化⑦関係機関の人的・物的体制の整備となっております。

これらの施策について、国・県との適切な役割分担と関係機関との連携により、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が自治体に求められているものと理解しております。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。この間高知保護観察所でちょっと会議がありまして、それに出席させてもらいました。観察所のほうからも県のほうとか各自治体にどういふことについてやってほしいというような連絡をしたいと言っておりましたけれど、その連絡は来ておりますか。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） 高知県保護観察所からの取り組みに関する通知は、文書の形のようなものでは、まだ届いておりません。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

主管するところがしっかりして通知しなければ、自治体としてもどのようにすればいいかということを検討することができないと思います。聞くところによりますと、絶対このようにしなければならないというような法律ではないようで、県内の保護司をしている議員の協議会がありました。そこでもどういふふうなことをするかということが検討はまだなされてないというような報告が多かったんですけれど、県議会議員も保護司をしている人がおります。その人たちが県のほうに意見を出して、いろんな情報をとって各自治体にまたおろしたいというふうなことを言っておりましたので、間もなく来るんじゃないかと思います。

副市長にお伺いします。市ではこの法律の施行を受けて、自治体で何ができるのか検討したことはありますか。もし検討したことがあれば、どのようなことが話し合われ、どのようなことができるかということについて話し合われたと思いますが、お伺いしたいと思います。副市

長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

今現在では検討は行っておりませんが、法第7条に規定されている再犯防止推進計画が昨年12月に閣議決定され、この計画による県の担当部署が地域福祉政策課に決まり、総務省へ報告を行ったのが本年2月と聞いております。地域福祉政策課に照会したところ、法第8条に規定する県の地方再犯防止推進計画の策定に向け、現在保護観察所や刑務所等との勉強会を始めたところであると聞いております。

また文部科学省生涯学習政策局長及び初等中等教育局長から県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に計画の周知及び取り組みの推進について通知もなされているところでございます。

国の策定は、再犯防止推進計画による重点課題及び施策について、先ほど総務課長が答弁したとおり、これらが各分野にまたがることから、今後において県が策定を予定しております地方再犯防止推進計画を勘案し、国・県との役割分担を踏まえ、今後市といたしましても関係する各課と再犯の防止等の施策について取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。今副市長に答弁していただいたように、まず本当にいろんなところの課が関係してくるんじゃないかということを考えております。急に法律ができたからこうしろと言われても、何から手をつけていいのかわからないと思います。まずこの法律を理解し、関係する団体等と協議することが必要になると思います。

3月2日なんですけど、法務省の法務局のほうで東京でちょっと会議あるから来いと言われて、出席させていただきました。今全国に802の保護司会があるそうです。そのうちの501が現在サポートセンターというものをつくっていると聞きました。残りのあと301を30年度中につくれというような指示がありましたので、またその関係についても連絡が来ると思いますが、この関係につきましては市のほうで非常に協力していただいております、福祉事務所を初め教育センターなんかの協力を得て、現在渭南保護司会では、サポートセンターではないんですが活動事務所を教育センターのほうに置かせてもらっております。またこの関係についてもサポートセンターに確認するために市長のほうにいろいろとお願いに行きたいと思っておりますけれど、その協議をする場合、必要な所管課長や職員の派遣をお願いしたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 再犯の防止等の推進に当たっては、国・県、保護司会を初め民間団体及びその他関係者との緊密な連携協力が必要であると考えておりますので、今後必要に応じて派遣するよう検討していきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。ぜひお願いします。

再犯防止というか犯罪の予防、防止について市の皆さんに御協力をお願いして、市民がより安全に暮らせる社会をつくっていききたいと思って私たちも活動していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。この関係については、私も詳しい情報等を取りまして、また皆さんのほうに提供したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、教育長にお伺いします。スポーツクライミングというものについて、今度2020年の東京オリンピックでは正式種目に採用されたそうですけれども、教育長の知る範囲で結構ですので、スポーツクライミングについて知ってることをお答え願いたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

スポーツクライミングにつきましては、近年私もテレビで見かけることが多くなってきたなと感じておりました。それはやはり議員御指摘のとおり、2020年の東京オリンピックの公式競技に採用され、国民の関心とともに、マスコミ各社も取り上げだしたということではないかと思えます。

さて、スポーツクライミングについて知っている範囲でというお尋ねでしたが、少し勉強もさせていただきましたので、それも含めてお答えさせていただきます。

まずスポーツクライミングには三つの種目があります。一つ目がリードといい、これはロープで安全が確保された選手が12メートルを超える高さの壁に設定されたコースを登り、制限時間内での到達高度を競う競技です。最も長い距離を登る種目であるため、持久力、技術力、回復力、戦略性などが問われると言われております。

次に二つ目はボルダリングといい、高さ5メートル以下の壁に設定された複数のコースを制限時間内に幾つ登れたかを競うものです。コースの難易度や強度、不安程度が3種目の中で最

も高い種目であり、いかに正しい動きを見出せるかが勝負の鍵になることから、体を使ったチエスとも呼ばれています。またコースの攻略方法を見出す洞察力も要求されます。

最後の三つ目はスピードといい、高さ15メートルの壁に設定されたあらかじめホールドの配置が周知された同一条件のルートを駆け登るタイムを競い合うスプリント種目です。より早く登るための瞬発力、2人が隣り合わせで登るため、どれだけ自分の登りに集中できるかという精神力も重要になります。

通常はそれぞれが単独種目として実施されるようですが、オリンピックではこれら3種目の合計で順位がつけられるようになっているようです。ちなみに日本チームは近年男女ともワールドカップなどで好成績を残しているようですので、オリンピックのメダルも期待できるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。教育長いっぱい調べていただきまして本当にありがとうございます。

私もテレビなどで数回放映されているのを見ましたけれど、これがなかなかおもしろいらしくて、現在子供とか女性に人気が高まっていると聞いております。私の知人の話によりますと、近々梶原町の閉校した小学校を利用した、クライミングの施設が誕生するという話を聞きました。その人はもう75歳となっておりますけれど、元気そのもので、昔植村直己さんと一緒に登はん等も行ったと聞いております。またこの人のめいが今ワールドカップに出場する実力を持っている人で、筑波大学に推薦入学して、非常に教育費が助かったというような話も聞きます。そこまでいかなくても皆さんが頑張ってもらって、スポーツを楽しんでもらったらいいんじゃないかと思えます。

このスポーツクライミングというのは私は腕力が必要なものだというふうに思っておりましたが、そうではなくて、体のバランスを上手に使うことによって登るというような競技と聞きました。とはいっても、私の年になって始めようとは思いませんけれど。若い方が気楽に集まってスポーツを楽しめる場所があればいいなというふうな思いからの質問です。

学校教育課長にお伺いします。もしスポーツクライミングをやってみたいと思う人がいても、直近では高知市内か今度できる梶原町まで行かないと楽しむことができないんじゃないかと思っておりますけど、本市も空き小・中学校を利用してクライミングの施設をつくってみてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。学校教育課長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

(危機管理課長 中津健一君自席)

○学校教育課長(中津健一君) お答えいたします。

スポーツクライミングは、子供から大人まで幅広い年齢層の方が参加することができ、議員が言われるとおり競技人口も増加していると認識しております。

本年度末完成を目指して建設しております清水小学校体育館では、スポーツクライミングのうち、誰もが気軽にチャレンジすることができ、足先から指先まで全身を駆使することのできる高さ3m、幅6mのボルダリング仕様の壁と安全マット等を準備しており、学校としては、安全マットを固定するなどの安全に配慮し、体育の授業や昼休みなどでの使用を計画しております。

議員から御提案いただきました休廃校中であります学校施設を利用したスポーツクライミングの整備につきまして、学校教育課において現在管理しております8体育館は、いずれも市民向けにも開放しており、本格的な整備となれば、関係部局との調整が必要となります。

以上であります。

○議長(仲田 強君) 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。そうですか、清水小学校にボルダリングの設備ができる。これは素晴らしいことだと思います。どうもありがとうございます。

続きまして生涯学習課長にお伺いします。本市の中高年の方は結構スポーツが好きな人も多いんですね。いろんなスポーツを楽しんでおりますけれど、全天候型となると屋内でやるしかないと思います。このスポーツクライミングはちょっと変わったスポーツだとは思いますが、先ほども言いましたが若い女性や子供にも人気が出てきておりますので、こういうクライミングができる施設をつくってはどうかと思いますが、生涯学習課長にお伺いします。

○議長(仲田 強君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 弘田 条君自席)

○生涯学習課長(弘田 条君) お答えします。

この件について、高知県スポーツ課に問い合わせしました。県内では施設が6カ所ありまして、4カ所が公立で2カ所が民間となっております。幡多郡内では、西土佐のカヌー館に高さ3メートル幅6メートルのものが2面設置されています。スポーツ関係者にスポーツクライミングの施設整備の希望がないか問い合わせましたが、今のところ施設の設置の希望はないということでした。

新築の清水小学校体育館に高さ3メートル幅6メートルの施設が設置されますので、まず清水小学校児童に利用していただき、使用状況を見ながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。現在休校中の学校なんかは余り活用されてないというのが現実だと思います。その施設を改良して、より多くの人に楽しんでもらえるような場所をつくることができればと思います。教育長にお伺いします。本市にもスポーツライミングのできる施設をつくってはいかがでしょうか。清水小学校にボルダリングの設備ができるということはうれしいことですが、ほかにもつくったらどうですか。教育長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

繰り返しになろうかと思いますが、先ほど学校教育課長、生涯学習課長がお答えしたとおり、現在市民の皆様からの設置の希望はないということでございます。したがって当面は、先ほど申しましたように清水小学校に新しくボルダリングの施設ができますので、そこでの子供たちの利用状況等の報告も受けながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。ぜひつくっていただきたいと思いますが、学校教育課にあっても生涯学習課にあっても、今後今休校中の学校を活用するという計画があれば、その中の一つの検討事項に加えていただけたらと思っております。来年度の予算案が出された後でこんな金のかかるような話をして申しわけありませんが、ごく最近来訪した方がこういう計画があるよというような話をしてくれましたので、それを参考にして質問させていただきました。ぜひこれからのスポーツ振興について参考にさせていただきたいと思っております。

いよいよ年度末になりました。今月末に定年退職を迎える方が多数いると伺っております。長年市の発展と市民のために頑張ってください、まことにありがとうございました。第二の人生がより楽しく、実りのあるものとなることを心から祈念しております。残った皆さんも先輩方に負けないように、健康と安全に留意して、ますます御活躍されることを祈念して、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（仲田 強君） この際、午食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づき2点の質問をいたしますが、実は本日の午前中に西原議員が全く同じ項目の質問をされておりますので、できる限り重複は避けたいと思いますけれども、ただ大半が同じ状況ですので、質問事項の重なったことがあるかと思っておりますけれども、その点どうか御了解をお願いしたいと思います。

まず1点目の指名競争入札と随意契約の状況についてお伺いいたします。ことしの1月19日、高知新聞で、南国市前副市長を逮捕、工事価格漏えい容疑という記事が大きく報道されました。内容については、南国市の発注工事をめぐり契約金額に関する情報を漏らして、特定業者に受注させたという官製談合防止法違反、同じく情報をもとに工事を受注した建設会社の取締役は、公契約関係競争入札妨害の疑いでそれぞれ逮捕されました。その後南国市の随意契約の実態や、各市の状況も連日にわたり報道され、県民、市民、また市職員にも関心が高まっております。このことを教訓としながら、本市の実態はどのようになっているか、この問題を通じてともに検証をしながらよい方向に役立てればとの思いで質問をいたします。

まず総務課長にお伺いします。指名競争入札の現状について、平成28年度の件数と金額についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

地方自治法第234条の規定による地方自治法施行令第167条により、平成28年度に行いました指名競争入札の件数は146件、税込み落札金額は17億4,719万9,000円となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 次に随意契約ですけれども、平成28年度の件数と金額についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

(総務課長 野村仁美君自席)

○総務課長(野村仁美君) 各主管課で行った随意契約を集計しました結果、平成28年度の合計件数は403件、合計金額は8億3,264万1,000円となっております。

○議長(仲田 強君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 指名競争入札が146、いわゆる随契が403ということで、いかに随契が多いかということがわかりました。

次にその契約についてお伺いしたいと思います。この契約の締結につきましては、先ほど課長も答弁しましたが、地方自治法第234条、また随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第167の2などに明文化されておりますが、地方自治法第234条の契約は、売買、貸借、請負、その他の契約で普通地方公共団体が私人として対等の地位において締結する私法上の契約とされております。私法上ということらしいです。実は昭和38年までの改正については、基本的には競争入札、あるいは指名競争入札ということですと来ておったと思うわけですが、現在は条例や規則によって随意契約等による場合が極めて弾力的に規定され、例外の方式を相当活用しているが、本来は競争入札であると。先ほど課長の答弁ありましたように、本来146件の指名競争入札ですが、随契がその約2.5倍ほどあるということなんですけれども、本来は競争入札。これは逐条地方自治法の中でも詳しく解説されておりますが、このことは2月22日の総務文教常任委員会でも副市長もこのように説明されております。私も全く同様の意見でありますけれども。随意契約の場合は、市契約規則第26条、随意契約によることができる契約の種類及び額が定められており、第27条で見積書の徴収があり、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされ、次にただし書きとしてこの限りでない要件もあるわけですが、例えばいうように電算の委託料なんかこれに該当するんじゃないかと思うわけですが。

そこで総務課長にお伺いいたします。この27条の見積書の徴収はどのような方法で行っているかお伺いいたします。午前中の西原議員と重複する部分もあるかと思いますが、再度お聞きいたします。

○議長(仲田 強君) 総務課長。

(総務課長 野村仁美君自席)

○総務課長(野村仁美君) お答えいたします。

議員が先ほどおっしゃられましたように地方自治法施行令第167条の2及び土佐清水市契約規則第26条及び第27条により、2者以上のものとなっておりますので、さきの答弁でもありましたけれども、工事修繕等でありましては施設が立地する地域もしくは近隣の事業者か

ら基本的に3者以上を選定した上で、決裁を受けるようにしております。決裁がございましたら、さきに述べた業者に対して見積依頼書と仕様書を送付して、設定した期日までに提出していただくよう依頼しておりまして、提出いただいた見積書は立会人のもと開封して、落札者を決定しております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 見積書の徴収だけということでお聞きしましたけども、業者選定まで答えていただきましたので、午前中にかなり詳しく聞いてますので、一定理解しました。

次に2月22日の平成27年度と28年度の随意契約の資料を委員会にいただきましたが、その中で、平成28年度について総務課長にお伺いいたします。物品購入が6件ありますね、総務課で購入したものが。金額が448万5,484円ですが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

平成28年度に総務課で随意契約により購入した物品は、A4のリサイクルペーパー、A3のリサイクルペーパー、トイレトペーパー、行政情報システム機器のプリンター、ルーター、パソコン、となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 次に学校教育課長にお伺いします。その28年度ですけれども、随意契約の工事5件、402万944円あるわけですけども、その内容についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 学校教育課長。

（学校教育課長 中津健一君自席）

○学校教育課長（中津健一君） お答えいたします。

学校教育課において平成28年度に随意契約として取り扱いました5件の工事は、いずれも清水小学校改築に関連するものであり、新校舎へのLANケーブル敷設を初め、警備会社によるセキュリティー対策に向けた機器設置や仮の特別支援教室を設置するための間仕切り、また、新器具庫内への棚設置、旧清水小学校校舎で使用しておりましたエアコンの撤去に伴うものであります。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） いずれにしても清水小学校の関連ということで。

それでは次に副市長にお伺いいたします。実は昨年6月22日ですけれども、市内の業者より市の工事の件について、他の業者が見積書を示して承諾と印鑑を押していただきたい旨の依頼があったようです。このことは市の契約規則などに問題はありはしないかと私に相談がありました。通常の場合であれば、先ほど述べているように地方自治法第234条、同施行令167条の2、市契約規則第26条に基づき、適正に執行されなければならないはずであります。このことが事実とすれば、刑法第96条の6第1項の公契約関係競争妨害罪に当たる可能性が推察されますけれども、このことについてどのように考えるかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

民間事業者同士の事案というふうに思われます。また詳細が今の時点ではわかりませんので、答弁については差し控えたいというふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 具体的にわからんということなんですが、先ほど言いましたように繰り返しになりますが、全く私自身は南国市と同じケースと思うがです。もう一回言いますと、市内の業者より市の工事について他の業者が見積書を示して、これに承諾してくれんかと判を押していただきたいということの依頼があったということなんです。そのことについてどう思うかということをお伺いしております。ただ副市長理解していただきたいことは、午前中も西原議員より質問がありましたけれども、この問題については市の行政そのものの姿勢も問われると思うがです。他に具体的いうても、市の業者がそういった声があったということについてはどう思うかという質問をしていますので、どうかその点理解していただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） そういう事実が小川議員がつかんであるということであれば、これは民間同士の談合等ということになりますので、独占禁止法違反に抵触するというおそれがあります。またそういう事実を確認すれば、公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる公共工事入札契約適正化法の第10条に基づいて、公正取引委員会（公取）に通知をしないといけないということになるかと思っております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 副市長の言うとおりに思います。

そこで、次に総務課長にお伺いしますが、先ほどの質問なんですけれども、ただ私自身が当事者に事実確認をしておりませんのではっきり言えませんが、行為は間違いのないようであり、何よりも地方公共団体として市民に対し役務の提供をひとしくすることは、自治法上の趣旨であり、そうでなければ公平性が保たれません。これは午前中に税務課長からも行政の公平性ということをおっしゃったわけなんですけれども、そこで早速この事柄について、私自身ができれば悪いことではあるけれども早く市のほうへ知らせるべきであるというふうな認識のもとに、翌日の6月23日、総務課長と課長補佐にお会いして、このような事例があると市民より相談を受けたことを報告し、改善を求めたところであります。その後、この件について上司への報告、あるいは庁内協議、事実確認は行ったか。もししておれば、経過についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

6月23日に議員からお話のあった内容について、当時一緒に話を聞かせていただいた総務課長補佐とも確認したのですが、具体的なお話ではなく、業者の方から聞いたお話であって詳細については聞いていない、もしくは話せないといったことであって、南国市の事例のような入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、いわゆる官製談合防止法違反となるような市の職員からの働きかけがあったというふうに理解できるようなお話ではなかったように思っております。どちらかという記憶にはっきり残っておりますのは、もう1件の用件であった個別の案件に対する進捗状況についてとなっております。そのようなことですので、市長、副市長に報告をするかどうか、庁内協議は行っておりません。もちろん、私も官製談合防止法違反のような事案でありましたら、大変なことであるという認識はもっておりますので、報告や対応を行っております。

また南国市の報道がありました後に、先ほどの午前中の質問の市長の答弁にもありましたけれども、随意契約についての法令遵守と事務の徹底について職員に周知を図っており、また3月6日には公正取引委員会の四国支所総務課長を講師にお迎えして、独占禁止法と官製談合防止法研修会を2回開催し、78名の職員が参加しております。今後においても定期的に職員研修を行っていきたいと思っております。また先ほど副市長が答弁しましたとおり、発注期間は入札談合に関する情報収集をした場合は、公共工事入札契約適正化法第10条の規定に基づ

き。

○7番（小川豊治君） 議長。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） せっかく答弁いただいておりますけども、質問した事項だけについて関係する答弁をお願いしたいと思います。その辺議事整理をよろしくをお願いします。

○議長（仲田 強君） 質問の内容で答弁をお願いします。必要とあらば説明しても構いませんので。

総務課長、続けて。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） 済みません、説明が長くなりましたので、先ほどそして余分ということですので、途中ですが終わります。失礼しました。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 総務課長と私と認識がちょっとというか大分違うようでして、私は先ほど何回も言いますように、こういった事実が市民からあって相談があったので、これは市へ早急に知らせべきやということと言うたがです。ただ具体的な業者名とか個人の名前を挙げてないことは事実です。ただそう言いますので、こんなことがあったということは、この場においてお知らせしたいと思いますので。できれば私としてはやっぱり市民の声として、庁内組織に生かしてもらいたかったし、そのことをこのことについては重要ですので、直ちに副市長ないし市長なりには届けてくれるというふうに思っていましたけれども、結果としてそんな受けとめ方をしておりますので、届かなかったということでもあります。

次に先ほど言いましたが、このことは総務課長に言いましたので、私自身もそれほど重要な課題としては捉えておりませんでしたし、また後日予算決算常任委員会の中で確認事項として質疑をすればいいと考えておりましたが、ただ南国市の随意契約の不正行為が常態化かとの新聞報道もありましたので、再度業者にお聞きしますと、このような事例が続いて数回あったということをお聞きいたしました。このことが今後も続くようであれば、市の行政執行に対し、市民への公平性や信頼性が失われるとの思いで、市民、行政、議会が一体となり、共通課題として対応すべきであるとの思いで一般質問となりました。

そこで本市の規程の中に、談合情報対応規程があります。これは平成8年12月17日規定第8号ですけれども、目的として、「この規程は土佐清水市が発注する建設工事及び委託業務の、競争入札に係る談合情報に的確に対応するため、その手続等を定め、もって入札の適正化

を図ることを目的とする。」とこのようにあります。いわゆる今回の場合は随意契約による相見積もりですので、この規程には直接は関係ないかもわかりませんが、そのことを私はこの場で理解しておりませんが、少なくともこの規程に準用した手続、先ほど副市長と確認事項しましたけども、基本は競争入札、あるいは指名競争入札であると思うがです。しかし、そういった随契であってもこの規程に準用した手続や報告、協議、検討をしていただいたら非常によかったかなと思いますけれども、課長と私の認識の違いですので、それは軽く考えておったかなということでもちょっと残念ですけれども。

次に、この第2条には公平取引委員会との連携を図りつつとあります。実は先月の2月23日に東京霞が関にある公平取引委員会の官房総務課にこうした事例についてお話をし、相談しお聞きしたところ、公平取引委員会にはそれぞれ詳しい専門官がいるので、いつでも相談をしてくださいとのことでありました。これは電話でも結構のようであります。その後、この私の件とは違った件で、先ほど課長も答弁がありましたように、3月6日には公平取引委員会より講師を迎えて研修会をされたようでございますので、ぜひこの点についても定期的にしていただければありがたいなと思います。

次に副市長にお伺いいたします。1月30日の高知新聞の報道によりますと、新聞社の取材に対し、全ての市町村の担当者は見積書の取りまとめを否定されたと報道されておりますけれども、本市の場合その時期と対応は何課がしたのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

新聞社からの取材は私が受けました。時期は、確か新聞報道が掲載された日の前日か数日前だったと認識しております。内容につきましては、本市ではどのように随意契約が行われているかの質問ございまして、回答としては地方自治法施行令、本市の契約規則等の範囲内で適切に処理されていると認識しているという回答をしたということです。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） その際に、照会、依頼があったわけじゃないですか。適正に処理されたという報告されたようですが、その際にいわゆる庁内各課に対してのこういった事例についての個別案件については、それは聞き取りあるいは調査をしているか、その点お伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 取材を受けた時点では、本市の随意契約がどういうふうにされているかということを知りましたので、今やっている自治法施行令の範囲内で見積もり3者以上とかそういうような事例を挙げて、見積もりが来た場合は立会人を設けて開封してるとか、今の通常の業務のやり方を説明したのみで、庁内で調査したとかいうことに基づいてしたわけではございません。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。
（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ということは、新聞社の報道によりますと、1月30日ですわね。私は随契について、そういったがについての質問であろうというふうな認識をしてまして、取材に対して南国市以外のほぼ全ての市町村担当者、見積書の取りまとめを否定するというこの新聞記事なんですよ。副市長が答弁されたように、方法とかなんとかいうことはちょっと知りませんでしたけども、この新聞から見ると、ちょっと整合性というか問われると思いますけど。いずれにしてもそれはそういうことですので、これを私がどうこう言うことはできませんけども。いずれにしても、もとに戻りますけれども昨年の6月の時点で私が情報を知ったときに、皆さんが市長初め副市長、職員がこの情報を共有しておれば、今回の新聞社へのそのような回答がなかったかというふうに思われて、ちょっと残念かなという感じはします。

高知県の尾崎知事、いわゆる1月30日に記者会見行っていますけれども、随意契約について全土木事務所へ改めて点検を指示して、調査の結果、適正に行われておると。素早い対応ということでされていますので、そういった対応があればありがたいと思います。

次に市長にお伺いします。今からちょうど22年前、平成8年の5月28日と7月4日、8月24日それぞれ市の工事をめぐるとの問題で、業者、議員、市長が逮捕されました。ちょうど7月4日には議会の関係で、確か常任委員会でもちょっと慰労会をしておったわけですけども、その夜半に警察より連絡があり、議会事務局に自宅捜査するので立ち会いをお願いしたいということで、夜半に捜索に立ち会いました。その後、この事件は大きな事件となったわけですけども、その教訓をもとに、公平性や透明性に努めるため、談合情報対応規程がその年の12月に施行されたように思います。

今回、南国市の副市長の市発注工事に係る事件について、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平成8年の事件のときには、本当に現職の市長が逮捕されるという驚くべき事件でありまして、そしてまた庁内的にも引き締めてやらないかんというふうな、本当

に当時のことを思い出しながら、この南国市の事件についても人ごとではないというふうに認識をしております。

ただ、これは副市長が契約金額に関する情報を業者に漏らしたという官製談合防止法違反の事件でありますので、あつてはならないという事件であるというふうに認識しておるところです。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 確かに市長が言われるように本当にあつてはならない事件だと思います。そのとおりと思います。

市の行政業務に対して信頼性、公平性が失われ、何よりも事例によっては法を犯す重大な違反行為の可能性があります。2月1日の高知新聞の社説で、随意契約は発注者が任意で業者を選ぶことができる一方、行政側の裁量が大きいため、公平性や透明性の確保が問われている。恣意的な運用や特定の業者との癒着を生み、これまで国や自治体で贈収賄事件にも発展する不正が相次いできた。規範意識の欠如は明らかであり、組織的な関与さえ疑われるなど、厳しい論評で市民へ説明責任をすべきであるとされております。また、2月14日の話題の中の記事ですけれども、午前中西原議員も引用しましたけれども、本市出身の池一宏記者が総ざんげ、後はクエスチョンマークとして報道をされております。内容は、本紙の取材にはほぼ全ての市町村が同様の不正を否定したが、私は慎重に見るべきだと思っている。例えば高知市の契約の問題等を取り上げ、以下ずっと説明してありますけれども最後のまとめとして、随契は業者数の少ない地域ほど競争性を確保しづらく、なれ合いも生まれやすいと考えられる。この際全ての自治体と議会は随契を洗い直してはどうか。仮に南国市のような総ざんげになるとしても、不透明さを放置するよりずっといいと報道されております。

地方自治体として、最も問われるのは公平性の確保と市民への行政に対する信頼性であります。このことは行政執行上基本であり、行政の説明責任と議会としても本来の役目である執行部に対する監視機能と報告に基づき、法に照らし合わせて適正に執行をされているか審査する必要があると考えられます。この問題について私が先ほどこの場で提案といいますか質問しましたので、この問題について早急に調査をしていただきたい。そしてまた市民、いわゆる議会なんですけれども、議会に報告をぜひ、結果はどうあれしていただきたい。このことについて市長に所見を求めたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども言いましたように、本市では過去に官製談合防止法違反事

件がありまして、そのことを教訓として手続を厳しく見直し、適正にこれまでやってきたという認識を持っておりますし、南国市の件を受けて、これについては副市長が指示も出して、職員に徹底もしておりますので、その中で本市では適正に運用されているという認識をしているところであります。ただ、南国市と小川議員が先ほど指摘をしている件とは根本的な違いがあると思うのです。というのは、この南国市においては法に反することを主導したり、それにかかわったということが職員にあります。小川議員が先ほど指摘しているのは、民間業者の談合。職員がかかわっているということじゃなくて、独占禁止法違反に抵触するおそれがあるようなそういう話でありますので、これはうわさとか誰かに聞いたというようなこの議会の場で指摘をしておりますので、これはきちっと整理をしないといけないと思いますし、小川議員もそれこそ政治生命をかけてこういう発言をしていると思っておりますので、ぜひ、具体的にどういう業者がどういうふうにならしたのかということも明らかにしていただいて、それによって市としても対応していきたいと思っております。これは当然公取への通報する義務がございますので、ここら辺はお互い腹を据えてやっていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 確かに市長が言われるとおりでとは思いますが、ただ自治法上、法律上といいますか議員の場合の調査権とか検査権、いわゆる議会としての対応はできると思うがですけども、ただこの公式の場で議員として誰それがしたとかいうことについては、いわゆる確信が持てない、調査権そのものが議員についてはないと思うがです。したがって、私もこういった事例がある、市の工事についてあるので、いわゆる議会としての権利というたら市長執行部とか自治法上を見ていただいたらわかりますけれども、98条ですか。それによって、あるいはまた監査委員に求めるとか方法あるじゃないですか。こんな事実が市があると、例えば市長の言うように具体的に出るとかなんとか、例えば債権放棄のときとか、以前に私はこれは当然相手方を明示すべきやということを支持しましたけれども、皆さんが特に異議はなく、今名前、挙げてないじゃないですか。私はそのときの解釈は、実はその話に飛びますけれども、例えば契約事項の中に1億5,000万円ですかね、議会の承認が要る場合は。そのときに学者の先生方によると、必ずしも議決の際に相手方の名前を伏せなくてもいい可能性もある。ということは、議会としては議決そのものの行為であるので、したがって必ずしも相手方を特定しなくてもいいというふうな解釈もあるがです。それを考えて、私もそれはもうやむを得んかなというふうなことがある。議会のほうとしては本当に相手方がわからない状態の中で、審議をして議決をしようがです。

したがって、私が今言いましたように、この場で相手方がどうこう具体的には言いません。

言いません。だから、自治法に基づいて市長に調べていただきたいと。結果はどうあれですね。そのことを市民の声として、市民のささやかな声として、ぜひ庁内でこういう問題があるので調べてほしいと。私が調べ回ってできますか、執行機関に対して。議決をすれば当然、皆98条によって問題もないでしょうし、ただ個人として。今うちの場合は通年議会してますので、従来と違って年間継続審査いただけてますので構わんけれど、あくまでも個人としてできますか。市長にこういう事例が市民からあったので、調べてくださいとお願いしてますので、その点いかがですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私は議員に調べろというようなことは言っていませんよ。総務課長が答弁したように、6月23日に議員からお話があったときには具体的なお話ではなく、業者の方から聞いたお話であって、詳細については聞いていない、もしくは話せないといったことであって、そういう具体的な話になってなかったの、私にも副市長にも報告しなかったということです。私が言いようのは、議員がそれだけ自信を持っておっしゃられているのですから、名前を挙げるとかなんとかじゃなくて、もっと具体的な情報をいただければ、もっと取り組むこともできますので、ぜひ、その御協力をお願いしたいということで申し上げたところです。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 市長、具体的なことなんですが、繰り返しになりますけども6月22日、市内の業者が私とか業者のところへ来て、市の工事に対して見積書をつくって、判を押してくれと。承諾したいというような事実行為です。あと名前については言えませんが、そうした事実行為でありますので、具体的とは違います。それで実際あったかどうかを調べていただいただけやから、特にそんなに問題ないと思いますけど。ただ、また調べるということはちょっと解釈で勘違いしたかもわからん。その点はおわびしたいと思いますけど。ぜひお願いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） もっと具体的なことがわかれば、調べようがありますので、そこら辺またぜひ情報もいただいて、談合というのはあってはならないことですので、それも踏まえて対応していきたいと思っています。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) ぜひ市長よろしくお願ひします。やっぱりこういったことについて、市の公平性とか市のほうも明らかにする責務があると思うがです。ぜひお願ひしたいと思ひますし、いわゆる当事者に聞いて確認するのが一番いいと思ひますので、またそれは私のほうも助言なりしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それと最後ですけれども、それに並行して地方自治法に基づく監査委員制度がありますが、職務権限は第199条で普通公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理をするにあり、自治事務や法定受託事務、また政令で定める出資団体等それに現地監査が認められるなど、議会とまた違った大きな権限があります。したがいまして、南国市はこれほど大きな事件になっておりますので、本市の場合はどうなのか。直接に書類の検査や聞き取り、現地調査、また必要があると認められる場合は関係者の出頭や関係人への調査、また帳簿、書類等の提出ができますので、その調査もしてくれるのではないかとこのうに大いに期待をいたしまして、この項目についての質問を終わります。

次に、2点目の市税収納の現状と今後の取り組みについてお伺ひします。

まず企画財政課長へお伺ひします。平成30年度の予算編成を含めた財政運営の基本方針をお伺ひします。できる限り簡潔によろしくお願ひします。

○議長(仲田 強君) 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えをいたします。

平成30年度の一般会計当初予算編成における基本的な考え方といたしまして、引き続き地方創生枠と、平成27年に策定をいたしました土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基本理念として掲げている五つの重点施策を特別枠といたしまして、これらを中心に予算を重点化することとしたほか、普通交付税が今後も減額されることが見込まれますので、大変厳しい財政運営が続くこととなります。そのため、事業の緊急性、必要性、投資効果、類似事業の整理統合、優先順位の選択等を十分に検証した上で、既存事業の見直し・効率化を徹底することといたしました。

また財源確保の点に関しましても、市税や使用料・手数料などの未収金の縮減、貸付金等の債権管理を徹底することといたしました。特に市税につきましては、自主財源の中で最も大きい部分でありますので、今後においても徴収率の向上を図り、自主財源を確保していくことで健全財政に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 次に収納推進課長にお伺いいたします。先ほどの企画財政課長の答弁でも自主財源の確保ということが非常に大事ということがわかりましたけれども、一応通告として市税についての不納欠損額、そしてまた収入未済額について通告しておりましたけれども、午前中に西原議員への詳細にわたって答弁しておりますので。その中で特に気になることは、固定資産税が非常に滞っておるようなことなんですけれども、それについても取り組みの方針を示されましたが、いわゆるこういった取り組み、不納欠損とかあるいは収入未済額といったがについてのこれらを含めた対策について、どのような取り組みをしているか。その点だけについてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

平成28年度の収入未済額1億592万7,000円につきましては、景気の回復がなかなか実感できない本市において、市民税収入の落ち込みのほか、やはり8割近くを占める固定資産税の収入未済が大きく響いていると判断しております。

これらにつきましては、少額未納の件数の多さに加え、廃業となった観光ホテル等の高額滞納もあり、これらが市税収納率全体にも少なからず影響していると判断しております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） それはもう省いて対策だけということでお願いしたいんですけど、午前中西原議員に詳細に答弁して重複になりますので、一定理解をいたしました。

平成28年度の市の会計決算意見書をちょうど監査委員からもいただいておりますけれども、その会計の審査をした中で指摘及び要望事項として、市税等の収納対策については、自主財源の確保及び市民負担の公平性の観点からも、関係ある課と連携して、効率的な債権回収方法について、職員の専門知識の向上に努め、より効果的な滞納整理を推進することを要望すると。このように監査委員からも審査意見書が出されておりますので、ぜひこれらの意見書も踏まえて、向上対策に積極的に取り組んでいただきたいとお伺いいたします。

次に、幡多租税債権管理機構ですけれども、これにつきましても十分午前中に理解いたしましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

次に副市長へお伺いします。高知県のホームページで、総務部の市町村振興課が昨年12月

に平成28年度市町村税政の状況が発表されています。その中で、徴収率の推移があります。ここ数年来、全国や高知県下の徴収率は、少しではあるが右肩上がりです。徐々に上昇をしております。原因として租税債権管理機構、県税事務所、関係市町村等との連携による滞納処分の取り組み強化や執行停止、不納欠損処分の適正処理など徴収に対する積極的な取り組みが成果となっており、全国の市町村が上昇しているところですが、本市の場合、現年が97.6%、滞納が19.4%、合計91.7%で、高知県下34市町村の中で最下位の34位とまことに残念な結果ですが、この点についてどのように判断をしているのかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

収納率が県下の低位に位置していることは、議員の御承知のとおり以前から続いている状態です。徴収率アップのため、平成25年4月より徴収事務に特化した収納推進課を設置し、平成25年9月には土佐清水市債権管理条例を制定し、適切な徴収事務に取り組んでいるところです。徐々にではありますが、効果が出てきていると認識しております。午前中の西原議員の質問に対しても収納推進課長が答弁したように、本市特有の固定資産税の滞納が徴収率低下に影響しているものと思われております。しかしながら、税の公平・公正を失しかねないので、適切な徴収事務の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 副市長、なかなか厳しい状況ということで、以前にも言いましたように固定資産税が非常に大きな8割を占めていると。大変と思いますけど、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次に市長にお伺いいたします。学者の先生方の意見ですが、この一般財源をいかに効率よく予算計上するか、まさに市町村の腕の見せどころ。1円たりとも有効に使うべきだと言われておりますけれども、現実問題として県のホームページによりますと、市税の徴収率は高知県下34市町村の中でワースト1位、今副市長より答弁をいただきましたけれど、徴収率を上昇するための組織体制の問題や、課税客体の検討など、あらゆる方策に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、今後の体制づくり等を含めた徴収率向上のための取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 本当にこの県下でなぜ一番悪いのか、本当に恥ずかしいといえますかいろいろな分析も収納推進課でしているところでもあります。私も26歳から4年間、収納の最前線で働いたこともありますので、本当に職員は厳しい中での収納事務をやっているというふう
に認識をしております。悪徳、払えるのに払わない滞納者、この人たちへの対応をどうしていくのか、それと西原議員への答弁の中でもありましたが、一つの要因としては法人の固定資産税、倒産して廃業したホテルにまだ課税して、それがどんどん残っていくような状況もありますので、そこら辺他市がどのような対応をしているのか。例えば課税保留とか、どういうふうな対応をしているのかも十分に見きわめて、また99%くらいの伊野町とかそういう先進地事例も、どのような方法でやっているのかも、これは一つは研究していかなければならないと思っておりますし、本当にこれは土佐清水市民の恥ずかしい、恥でありますから、何とかできる限りの方策を尽くしながら、収納率アップにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長(仲田 強君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) やっぱり34市町村の中、それぞれの事情とかいうことがあるということ
は一定理解できますし、先ほど来より不動産部分、いわゆる時効ということもありましょ
うけれども、いわゆる催告書を発送すれば時効の中断ということもなると思いますので、場合
によってはまた競売とかいうこともなろうかと思えますけど、ぜひ市長のほうからも取り組み
の積極的な答弁いただきましたので、ぜひ取り組みをよろしく願いたいと思います。

それぞれ皆さん方より答弁いただきました。入札等にかかわる件については、全国各地で談
合や漏えい問題、それに伴う収賄事件など数多く発生しており、現在は大手ゼネコン業者によ
り、リニア中央新幹線工事の談合問題で関係者が逮捕され、なお今捜査中であります。こうし
た事例は今後起こさない、起きないよう関係者一同業務に当たってほしいと願うところであり
ます。

先ほど私がちょっとこういった事例があるということで、この場でしましたけれども、でき
れば具体的な概要をより欲しいということだけでも、小さな情報でも見逃さない、それをもと
に調査するといった姿勢もぜひ取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

市税収納の現状につきましては、先ほど言いましたように一般財源として非常に貴重な財源
であり、国・県の補助金や優良起債を充当すれば10倍を超える事業ができる可能性もありま
す。行政の公平性から見ても適正な徴収に努め、財源の確保にさらに取り組んでほしいと願う
ところであります。

最後になりましたが、今月の31日付で退職されます田村光浩収納推進課長、きょうは欠席

しておりますけれども徳井直之福祉事務所長、山本弘子特別養護老人ホームしおさい園長、中山 優税務課長、弘田 条生涯学習課長を初めとして、職員の方々には長年にわたり財政の厳しい中で市民福祉の向上と市勢発展のために御尽力をいただきましたことに対し、感謝を申し上げたいと思います。退職後は、私の経験上ですけれども本当に月日のたつのは早いものです。できれば5年区切りで生活設計を立てて、いつまでも健康で長生きされますことを御祈念申し上げます。全ての質問を終わります。

○議長（仲田 強君） この際暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時14分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 一般質問3件についてお尋ねをしております。

大相撲の話がきょう出ておりましたけども、どんと受けてください。きょうは教育問題一本に絞っておりますから、ぶちかましをしますので、よろしくお願ひします。

最初に真念庵につきまして生涯学習課長、それから教育長にお尋ねし、あと市長にもお聞きしたいというふうに思っております。

市野瀬に真念庵という庵といいますかお寺じゃありませんけどお堂がありまして、これは今の伊豆田トンネルができておりますけれども、市野瀬の集落を通りませんので、市野瀬の集落がどこにあるのかというのも余り知らん人がふえたのではないかというふうにも思っておりますけれども、今のトンネルの前のトンネルのときには、市野瀬の集落の真ん中を通っております。ところが、この真念庵ができた江戸時代、あの市野瀬の集落から三原へ向かって、家路川という集落があるのですが、その手前、市野瀬から中間ぐらいで、右へ入っていきますと有名な神社、伊豆田神社というのがございまして、私も一度行ったことがありますけれども大変急傾斜のところに入っていきますと左側に神社があるわけですけども、あそこを聞きますと、あの急坂を昔はみこしを担いで、おりたり上がった祭りときにはという話も聞いたことでしたけれども。ところがあの伊豆田神社というのはもともとはあそこにはなくて、伊豆田神社のまだ前の神社というのがあったというふうな話も聞きますけれども、いずれにしてもその伊豆田神社から伊豆田を越えてという藩政の時代の往還、今でいいますと国道があったということのようでありまして、その藩政時代の往還の市野瀬集落のこっちから行きますと、今は集落の左側の山のちょっと集落の家の上に上がったところにあるわけですけども、そこにありま

す。これは真念という藩政の当時の聖というか坊さんが、「四国八十八ヶ所」を開いたというふうな話を聞くところがございます。当時も大変四国遍路について重要な位置であったという話を聞くところでもありますけれども、生涯学習課長にお尋ねをしますけれども、この真念庵のいわれですとか経過ですとか、含めて概要についてお尋ねしてまいります。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

生涯学習課長。

（生涯学習課長 弘田 条君自席）

○生涯学習課長（弘田 条君） お答えします。

天和2年、1682年、江戸時代の前期に真念は、四国遍路道の最も距離が長い37番札所の岩本寺から38番金剛福寺に至る伊豆田峠を越えた市野瀬に、地域の人々の協力を得て真念庵を建立、38番金剛福寺を打ち戻り三原を経て、39番延光寺に巡礼する遍路のための遍路屋としました。また真念庵には弘法大師坐像や水がめ、くし、おみくじ、位牌など多くの資料が残されています。

真念庵には、写し霊場として89個の石仏があります。また三原分岐に、お遍路さんの道しるべとなりました350丁石があり、ドライブイン水車付近の343丁石まで丁石も残されておりまして、真念庵と遍路道文化とが一体となった重要な史跡となっています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 大体おわかりいただけでしょうか。この真念庵については、真念という大阪の堂島というところがあって、そこの方のようでありますけれども、この真念という方が四国遍路の便宜のためにということで、巡礼のガイドブックを書いておるようであります。「四国遍禮道指南」ということで、貞享4年、1687年ということですから、赤穂浪士が千七百何年ぐらいですからそのちょっと前になる時代、その中に市野瀬についての記述があるようでして、これはずっと以前NHKの番組で西岡何とかさんという俳優がおりますが、その俳優が娘さんと一緒に室戸のほうからずっと歩きまして、ぐるっと回って四国愛媛県、香川県から回って結願というふうなことの映像が流れておりましたけれど、そのときにもこの真念さんが書いたというこの遍路道しるべをもとにしながらお遍路でお寺を確認しながら歩いておったという映像がありましたけれども、その道しるべの中に市野瀬についての文言があるようであります。これにはこのように書いております。市野瀬村、さか浦よりこれまで八里、このさか浦というのがちょっとわかりませんが、この村に真念庵という大師堂、遍路に宿貸す。これより足摺へ七里。ただ篠山へかけるときはこの庵に荷物を置き、足摺より戻る。月さ

んへかけるときは荷物持ちゆき云々というふうなことがあるわけで、この月さんは月山でしょうか、大月町の大月ということではあるでしょうけれど、というようなことを書いております。これが八十八ヶ所四国ずっと遍路道の一部始終状況も説明しながら里程も書きながらというのがこの道しるべということのようであります。

先ほど課長から説明をいただきましたが、真念庵には大変多くの石造物等々あつたりしております、なかなか丁石等々もありまして、金剛福寺ですとか蓮光寺というのは別格ですけども一般のお遍路の皆さんなり、それから地元の例えば市野瀬なり下ノ加江地区の皆さんがという生活の中にこういう庵があるというのは珍しい。これは県下でももしかしたら珍しい史跡ではないかというふうに私自身は思っておりますが、大変特筆すべき場所だというふうに思っています。これは宗教とは余り関係なくて、やっぱり人間の弱いところいっぱいありますから、そういう人生の中での負を背負い込んだ人間等々にとっては、仏教で救われるということもあるでしょうけれども、そうじゃなくて、やっぱりそういうところに行って自分みずから気持ちを慰めるというような観点からしても、大変重要な当時は特にそういう場所ではなかったのかなと思うところでございます。

先日、生涯学習課から「土佐清水市の指定文化財」というすばらしい資料集と申しますか文化財の内容についての冊子をいただきました。これ平成2年に刊行されて以降、27年振りに改訂ということでありまして、大変カラー刷りでしてすばらしい、金も結構かかったのかなというふうにも思うところですけども、これをぱらぱらと見てみますと、蓮光寺もありますけれども圧倒的に金剛福寺が多いということ。ただ、とはいえ圧倒的に金剛福寺、いうたら国の神社みたいなところですので金剛福寺は、それと比べること自体がどうかというふうには思いますけれども、庶民の生活ということからすると、金剛福寺とか蓮光寺とか比べて、決して真念庵が見劣りをするということではないのではないかというふうに思っております。

ここの中にも高野大師行状図画というのが文化財指定というふうに記載しておりますけれども、まだまだ真念に関するいろんな石碑というのがあるようでして、含めて市の指定ということにならないのかなというふうに思っております。ちょうどタイミングよくといいますか、国のほうでも文化財の保護法について、この3月6日閣議決定をしたというふうな報道があったところでありまして、その概要につきましての報道も出ております。ただこれ見てみますと、この文化財保護法改正、これはあわせて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正するというふうになって、文化財保護法を改正したい。これは文化財保護法というのは国の法律が頭にあつて、県があつて、それに附随して市の文化財保護条例というのをつくるということになっておりますから、ちょっといいますと市の文化財保護条例だけではないかとも

しがたいというふうな感じを受けるわけです。今回の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律を何で改正するかということ、この資料を読みますとこういうふうに書いております。過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であると。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとというのがこの法改正の趣旨ということのようであります。

概要につきましては、地域における文化財の計画的な保存・活用というのが一つ、それから二つ目としては個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しと、三つ目としては地方における文化財保護行政にかかわる制度の見直しという大まかに言いますと3点というのがポイントというふうに書かれて、あと罰則というのがあるようですけども、これはともかくとしても今の3点というのがポイントじゃないかというふうに思っております。地方教育行政にかかわる法律の一部改正というのは、何が地方教育行政に関係あるのかなというふうに思っておりましたところ、地方公共団体における文化財保護の事務というのは、今までは教育行政一本であったということであるけれども、これを条例によって地方公共団体の長が担当できるようにするというのが教育行政ではない市長部局のほうに法律をそっちのほうでも文化財についての対応ができるという内容のようであります。

という状況であります、真念庵。土佐清水市の指定文化財が27年振りに改訂をしたということですが、これが昨年12月ということで、別にこれとは関係なく、何か出れば指定していただければありがたいというふうに思うわけですけども、その今の真念庵の歴史的な遺物等々も見ながら、ぜひ市の指定文化財ということにならんものなのか、教育長にお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

先ほど生涯学習課長が説明いたしましたように、真念庵は多くの遍路が立ち寄り、遍路文化の形成に重要な役割を果たしてきています。あわせて真念庵の所蔵資料は、遍路文化や庶民信仰を伝える、大変貴重な民族資料であると考えます。また真念庵の境内や、周辺の遍路道に残る石造物は、同じく遍路道文化を伝える貴重な資料であり、指定文化財に値するものであると認識しております。現在、地元からの要請もあり、担当課で指定文化財の指定について、協議を進めております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) ありがとうございます。

それでは次に真念庵についてですけれども、私もこれまで三度ぐらい真念庵に上がったことがありますけれども、昨年でしたか、お邪魔したときには、お堂へ上がると根太が落ちるといふような話があって、外から拝見をしたところでした。もう見るも無残だと、衰れを誘う病葉みたいな感じがするところでもありますけど、聞きますと、市野瀬の地区の皆さん、沖上芳幸区長さんを中心にしながら、1月の地区の総会で、奉加帳を回して寄附を募るといふような話があったというふうにも聞き及んでいるところがございますけれども、そのあたり、地区の動きというのはどういう状況なのか、課長お答え願いたいと思います。

○議長(仲田 強君) 生涯学習課長。

(生涯学習課長 弘田 条君自席)

○生涯学習課長(弘田 条君) お答えします。

真念庵は、昭和30年代ごろまでは宿坊がありましたが、現在は、地元市野瀬地区の管理者が施設し、年2回、3月と7月に周辺の草刈りを行い管理しています。また昭和60年には、建物を建てかえましたが、廃材を利用してしたため老朽化が著しい状態となっており、市野瀬地区の呼びかけで寄附を募り、2年後に新規建てかえを計画しています。

以上です。

○議長(仲田 強君) 12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) お聞きのとおりでございますが、2年後にお堂を建てかえるというような動きに入っておるといふことであります。

市長にもお願いということになりますけれども、一つは先ほどの指定文化財の件についてですが、文化財保護法が改正に、今国会ちょっと混乱しておるようですので、まだ閣議決定した段階でまだ上程もされておられませんから、国会で論議に入っておりませんが、文化財のこの法律については今国会で成立させて、来年の4月からこの法律に基づいて活動を始めたいという意向が政府のほうはあるようでございますけれども、それはどうなるかわかりませんが、

インバウンドの関係等々もあって、観光客がいっぱい入っておりますから、特に京都・奈良あたりを中心にしたそういう観光地の石仏等々の文化財に対してということも政府の中にはあるのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても地方においてもその法律をどこでひっかかっていけるのかちょっとわかりませんが、何とかやっぱり地方でも法の趣旨に沿うような形で取っかかりがあればというふうに思っておりますので、ぜひ検討もしながらそういう文

化財の指定への検討を教育行政のほうで始めておるようですので、ぜひ市長のほうも協力をお願いしたいということとあわせて、後の寄附につきまして、これは前も一度そういうお話したことがあったかもわかりませんが、行政のほうで予算を組んでということにはなりません、ぜひ内容というのが内容ですから、そういう協力要請等々がありましたら、市長初め管理職の皆さん、それから職員の組合員の皆さんも含めてぜひ協力もお願いしたいと思いますし、また市長のほうにもいろんなところに会合等々で仲よしの団体との交流もありましようから、ぜひ要請がありましたら、ぜひとも御支援、御協力もお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ただいま生涯学習課長、それから教育長より真念庵について答弁がありました。真念庵は遍路道の文化と一体となった重要かつ貴重な史跡であり、市の指定文化財として協議が進んでいること、また、地元市野瀬地区では老朽化が著しい真念庵の改修を目指し、寄附を募る呼びかけが行われていることが報告されたところであります。

ただ議員御指摘のように、行政と宗教とのかかわりについて大変デリケートな問題も含んでおりますが、許される範囲で協力をしてまいりたいと考えております。早速、あしたの私の個人的なブログではありますが、この真念庵について取り上げて情報発信をしたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。ぜひともこれ地元の皆さんの活動ということですが、先ほども言いましたように市挙げてのやっぱり財産だというふうに思っておりますから、ぜひとも法律に抵触をしない範囲での御協力をお願いしたいと思いますし、議長にもぜひともよろしくお願ひしたいと思うところでございます。

次に2点目の土佐清水市史の改訂についてお願ひしたいと思います。市史、上下巻でございます。大変重く、私も通読をしておるわけじゃありませんが、これ上下3,500円ずつでしょうけども、大変重厚で内容もすばらしいというか、すごい内容だというふうに素人ながら思うところです。これは上巻が1,260ページで、下巻が1,046ページございまして、上巻が昭和55年の1月1日発行、下巻が同じく昭和55年の2月10日か1日あたりの1カ月おくれぐらいの発行になっておりまして、昭和55年というのは1980年ですから、38年を経っております。

私今回この市史の改訂についてお願ひの質問に立った理由というのがありまして、上巻1,260ページの中で発行当時から正誤表というのがあります。下巻にもこういう正誤表とい

うのがあるわけですが、発行時点で既に正誤表がありまして、ちょっとした漢字の間違いというようなこと等々も含め、点とか丸とかいうようなこと等も含めてですけれども、上巻で97カ所正誤表があります。下巻でも90カ所の正誤表が発行時点であるわけでありまして。上下巻187カ所が既にあるということは一つはあります。

それから昨年の12月に先ほどお話ししました指定の文化財が審議会で決定確認されておりますけれども、これにつきましても昭和53年の時点での文化財についての記載がございます。これを見ても昭和53年現時点での文化財の指定はこうこうこういうものがあるという記載があるわけですが、その記事の内容からいいますと、昭和47年の指定というのが一番新しい指定になっておりますので、47年の指定以降の、この発行までの間というのが事情で文化財の指定に耐えられなくなって指定から外したり、新たに追加されたりとかいうこと等も含めて、これは改訂するという内容も含まれるであろうということがあります。

それから今観光課でジオについて大変御苦勞されておまして、その国の認定になるのか世界の認定になるのかわかりませんが、地質というのがあります。地質というのがあるわけですが、ジオというふうな言葉がいつできたのか、もともとジオというものがあつたのかどうかわかりませんが、認定になるということになるとすれば、当然この市史の中には一定その部分も加筆をされるということに地質についてはあるのではないかとこのふうにも考えられます。

それからもう1点、これは大変一番私自身が改訂について必要ではないかというように思ったのは、上巻の中で7という番号の中で近代と現代についての記載がございます。これは上巻のページ1,047ページから1,261ページまでの間、220ページ近くにわたってのこれも膨大な記述になっておりますけれど、これを執筆されたのが教育長御存じ中村春利元校長先生という方、私も大変おつき合いがございましてお世話になったところですが、一昨年の10月に亡くなっておりますから約1年半になりますけれども、この中村春利さんが御健在のときに、私におい武藤くん、わしこれ上巻自分が書いたが、今見てみるとあちこち妙に恥ずかしいところもあつたりするけん、これは早いこともう一回見直してもらわないかんぜよみたいな話がありましたもので、それで気になっておつたというのが今回の質問に至った最大のポイントになるわけでございます。

これ書いた昭和55年の当時というのは、これ名前いろいろ見ても、平野宏一さんという、教育長御存じないかもわかりませんが、三崎の大変、明治生まれの方だと思っておりますけれども、ですとか、山下の竹光さんだとかこの当時の当代一流の教育者である、それからいろんな学識経験者、清水の中ではそういう皆さんが執筆した方か、もう一つは実質というか事務局長されました中山進さん、これは市の職員で、私の先輩にも当たる方ですが、その方も

上巻の中で大変事務局というよりか自分が歴史とか古代から近世までずっと書いておきまして、事務局をしながらよくこれだけ原稿書けたものだなとちょっと感心もしながら、ぱらぱらっと見たところでありまして、そういう方が書いた文章であります。

それでこの凡例というのが上下巻それぞれありまして、裁判の判例じゃなしに凡例の凡例ですが、その凡例の中に大変多くの皆さんにお世話になったということが書かれております。それともう一つは、この市史の作成に取りかかった当時、参考となった文献の中に三崎村史とか下川口村史、それから幡南探古録、それから高知県史、それから幡多郡誌、中村市史、宿毛市史等々に大変手がかりを与えていただいた。それから高知県立図書館、中村市民図書館、郷土文化会館、幡多郷土資料館、近隣の市町村の好意に深謝を申し上げますとか、それから個人的には前田和男さん、横川末吉さん、広谷喜十郎さんというのは私の高校のときの恩師でもあるわけですが、それから上岡正五郎さんという方も御存じかも知れませんが、という大変多くの皆さんにお世話になってこの市史をつくりましたということでもあります。ぜひ教育長、市史の改訂につきましても取り組んでいただけませんか。お答えをお願いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） お答えいたします。

現在の土佐清水市史上下巻は、議員も先ほど御指摘のとおり昭和55年の1月、2月というときに発行したものであります。したがって、発行から本年まで38年もの時間経過があります。当然のことながら、内容の再確認や修正について必要な時期が来ていると思っております。

ただ、改訂作業には一定の時間と予算と、あわせて人選が必要となってきますことから、来年度におきましてはもろもろの条件を整理する準備期間とし、31年度あたりから改訂作業に取り組めないかと考えております。まとまった予算も必要となることから、市長部局と綿密な連携を取りながら、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） ありがとうございます。お話がありましたように、これは失礼な話をしますと、素人というかこういう特に歴史に関する物事については、誰でも構わんということではないというふうに思っておりますから、ある程度じゃなくて相当やっぱり造詣の深い方

でない、要は現実にあるこの市史を上回るものでないといかんということが前提にありますから、これ以下でしたら私でもやりますけれどもそうでないということですから、そのところの人選というのが一つは大変ポイントになるのではないかというふうに思っているところがございます。そういう方向で取り組んでいただけるというお考えのようでありますから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に市長にあわせてお願ひをいたしたいと思ひますけれども、この上下巻の中の先ほどの凡例の中に、こういう記述があります。上巻の凡例の中で、一つは資料の収集期間を2カ年と見積もった短兵急は、執筆者の努力にもかかわらず十分なものにはならなかった。執筆、編集ともに素人ばかりであったことの不手際は、市民の手による市民の市史という意図を酌んで許していただければ幸いであるの一つあります。それからもう一つは、本紙をもって土佐清水が土地清水になってますが、土佐清水市史は完結したものではない。この書はあくまで露払いであり、これを基底としてより充実した市史が新たな資料収集と発掘の上に立って、その時代の歴史観のもと、よりよいものとなって完成されることを期待する。それから下巻のほうの凡例にはこういう記述がございます。本書の構成に当たり、担当執筆者の事故により、誌に予定をした「民族」が編成できなかった。民族は足摺の漁村風土に根差す特殊なもので、その貴重さからして別冊構成が望まれる莫大なものとなるであろうが、この出版は後日に残された大きな課題である。民族については記載がないという記載があります。それから次に付表における資料収集において、旧上灘村関係分が不明のままとなった。結果において旧上灘村村会議員名簿が欠落となったことは心残りであるという記載がございました。もう1点、先ほど上巻でもありましたけれども、本書を足がかりとして各分野における史的研究が競われ、新資料に基づく見解と諸説が生まれ、明日の充実した市史の基礎となることを期待するというように凡例の中で述べておられるところがございます。

市長、先ほど教育長の答弁いただきました。これはただではできませんし、1年や2年でできる代物ではないというふうに思っております。4年も5年ももしかしたらかかるかもわかりません。それは執筆者の能力や努力にもかかって、それをいいますと教育長の能力、努力にもかかってきますから、ということも含めて、市長、市史編さんについての改訂についての御意見をいただきたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 当時のことを思い出しながら懐かしく聞いておりました。というのも、この市史編さんに当たっては、私、昭和54年の1月から半年間携わっておりました。中山進さんを中心に、最初は谷岡あけみ先生が助手で、その次には、脇谷浩正さん、その次が山田滋

さん、それから倉本和典さん、その次が私です。今の上下巻で、187カ所も間違っていたところがあったということは、一番最後の編集に当たった私のせいではないかと反省をしております。当時、執筆者の方はかなり癖のある字を書いた方がいっぱいおりました。それを一々書き直して製本するという作業の中で、私の至らなさでこういうふうな間違いがあったのかなと思っております。この市史につきましては、まだ若干図書館の方に、今の昭和55年につくったのが残っているということでありまして、若い職員には、必ずこれを買って清水の歴史文化、また風俗について勉強してくれということで、かなり押し売りもこれまでしてきたところではありますが、まだ持っていない議員の方がおられましたら、まだ若干図書館に残りがありますので、ぜひ購入していただきたいと思っております。

教育長が前向きな答弁をいたしました。今年は準備期間に充てて、31年からやりたいという教育長の熱い思いもありますので、3年間くらいをめぐりにしてできないかということも含めて、今後この1年間をかけて事務局体制をどうするのかとか、人材を確保するためにどういう方法をとるのかとか、そういうことも念頭に置いて準備をしてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

（12番 武藤 清君発言席）

○12番（武藤 清君） 市長がそれほど責任を感じていただいておりますれば、市長室で話をしてもよかったのではないかとように思っておりますけれども、大変どうもありがとうございました。ありがたいです。それとこの市史上下巻、いろいろ今187カ所かのルビとか漢字の間違いとかいっぱいありますので、間違った本というのはもうつくりませんので、これが欲しい方はぜひ買ってください。間違いのない本はまた間違いなく出るとは思いますけれども、これはもうないと思っておりますから、ぜひ御利用いただければありがたいというように思っております。ぜひよろしくお願ひします。

次にジョン万次郎研究会（仮称）と市民意識の高揚について質問をしていきたいと思ひます。2月の中旬に、私は土佐清水市郷土史同好会という30人足らずの構成員のメンバーとして、私は全く素人ですから、研究をされておられる皆さんの後ろについて余計なことを言うたり騒いだりするだけですけれども、大変皆さん楽しい皆さんばかりなわけですが、土佐清水市郷土史同好会というのは、今回はたまたま2月16、7、8の3日間のサークル展で、ジョン万次郎についての調査報告、郷里・土佐清水市からの発信、中浜万次郎の足跡ということをして3日間発表させていただきましたけれども、サークル展というのはいっぱいサークルがございまして、郷土史も含めて15サークルが発表がございました。私たちは郷土史でジョン万、去年忘れましたがいろいろなことをテーマにしながら研究をして発表をしております。

今回は特に苦勞して資料を調べて、市民の皆さんにわかりやすいような形で絵とか絵図とか

いろんなものを引っ張り出して発表しますから、1日3日間ですが、なるだけ1人でも多くの皆さんに来ていただきたいという同好会の会員の皆さんの思いがありましたもので、ことしは別途に自分たちでピラを1,000部刷りまして、それぞれ手分けをして御案内をしたところがあります。私も市長、副市長、教育長、それから各課の課長、それから職場、それから職員組合の皆さんを含めて庁内回れるところ回って皆さんへお願いをしたところですが、おかげさまで去年は300人が、ことしは四百四十何人、50%余りで3日目の18日の午後3時で会場を片づけますので、中央公民館長から報告もあって、拍手が出ました。拍手は私たちの郷土史だけでしたけれども、拍手が出て大変喜んだところです。職員の皆さん、市長を初め来ていただけて何がうれしいかというと、やっぱり職員が自分たちのこういう発表について関心を持って、来てみていただけるというのが市民から見ると大変心強い気持ちになるわけですので、そういうこれで気持ちになるということは、次へのステップになるということですから、本当においでいただきました皆さんに心から感謝申し上げたいと思いますし、ぜひ来年も再来年もおいでいただければありがたいというふうに思うところでございます。

それで万次郎でございますが、万次郎は今回先ほど言いましたように土佐清水からの発信、中浜万次郎の足跡ということで、3部に分けまして、これは高知新聞支局長も記事を書いていただきました。2月17日の記事かと思いますが、万次郎を学び直そうということで、写真入りで報道いただきました。万次郎の少年期が第1クルーというか最初、それから宇佐から出港して漂流をしてアメリカへ行って、ハワイへ行ったり金鉱を掘ったりして、糸満へ帰って豊見城へ行って、それから鹿児島で調べられたりしながら江戸幕府まで行ったというのを第2クルー。それから三つ目は万次郎が幕末の動乱期に帰ってきて、幕藩体制の維新へ向かうあの動乱の時期に、当時どういう影響を与えたのか、どういう評価されたのかということが第3クルーということで、三つに分けて展示をしたところでありまして、何人かが説明する会員がおりましたから説明をずっと聞いていただいた、見に来ていただいた中にはそういう方もおいでたわけで、それから大変私感動しましたのは、千葉県、東京の万次郎会みたいなのがあるようでして、そこの方で平田さんという方がわざわざというか、何かほかに用事があってひっかけて来てくれたのかわかりませんが、私どもにしてみたらわざわざ千葉、東京からこの私どもの発表のサークル展に見に来ていただいたということがありまして、大変感激をしたところですが、そういうことがございました。

ということですが、ただこれ以前に市長からもちらっとお話をお聞きしたことがありますが、大変一つは残念に思いますのは、姉妹都市の提携がフェアヘーブーンが昭和62年、これは文化会館ができてまだ数年もたたないうちに和泉市政のときに提携を行いました。私も文化会館の椅子に座って姉妹都市のアメリカとやりとりするのを目の前で見たところなんですけ

どもそういうことがありました。それから次に平成5年に豊見城、当時豊見城村じゃなかったかと思いますが、そこと姉妹都市の交流をしました。それでこれも先日の新聞に出ました。副市長と議長が沖縄へ行って、糸満での大度浜での上陸の記念碑ができたということの記念式典に参加したと聞いておりましたが、その記事が出ております。ちょうど18日にあったのかな、沖縄で。16、17、18の3日がサークル展の発表です。その3日間の間にちょうど大度浜でこういう式典があったということで。

それからジョン万については高知市にもジョン万の会みたいなのがある。東京にももちろんありますし、全国あちこちあるようですが、ところが本市には残念ながらそういう組織だってジョン万に特化した研究会というのはないのではないかとこのように思っております。私どもの郷土史の同好会については、先ほど言いましたようにジョン万もやりますけれども、いろいろな問題を取り入れて、同好会ですので専門家は余りおりませんが、楽しみでやっております。ジョン万に特化ということとはまた別の組織ですので、大変話あちこちしますが、市長の所信表明でも11月3日ですかアメリカとの懇談、ジョン万祭りがあるというふうにお聞きしますし、それから何か報道では、威臨丸みたいな船を出港させたりとかいうふうなこと等もあって、ジョン万に関しては土佐清水市、私も含めてですがほとんど関心がないというのか、ゼロに等しいみたいな状況。ところが市外はすごくやっぱり取り組みというのが、特に沖縄行きますと熱狂的でした、大丈夫かみたいなくらいに泡盛飲んで大騒ぎをしますけれども、そういうことからすると大変寂しいというのか、ふさぎ込んで、特に市長にしろ議長にしろあっちこっち出張に行きますから、行ってジョン万の関係になってくると、余り胸張って発言をするという機会がないのじゃないかというふうに感じます。

市史にも畑山昌弘元教育長がジョン万について記載がございます。それから昭和61年の広報でもジョン万特集というのが畑山さんの記述によって発表になっております。それから土佐史談では御存じかと思えます。これが余り新しくありません。2014年ですから4年前、3年目の12月ですから、これに万次郎の特集号というのがあって、十何名が万次郎を書いて、この中に平野貞夫さんとかがおりまして、田村公利さん、文化財の保護審議会の会長の東近伸さん等々が書いておりまして、これ1冊が全部ジョン万関連の資料ということ等があります。ということでありますけれども、昭和62年というと、1987年、アメリカもジョン万との交流ができ、豊見城はもちろん、それから糸満でもそう、高知市でもそう、東京でもそう、あちこちでもそうとなってる状況の中で、本市には何もないというのが実態ではないかというように思っておりますが、これ待ちよりましたらできませんので、ぜひ教育長官製でも結構ですから、宣伝をつけていただくわけにはいきませんか。お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

(教育長 弘田浩三君自席)

○教育長(弘田浩三君) お答えいたします。

昭和62年にフェアヘーブン・ニューベッドフォードとの姉妹都市盟約調印がなされて31年目を迎えています。議員御指摘のとおり本市にはジョン万次郎を研究する組織がない状態が続いています。民間レベルの取り組みとして、ジョン万次郎について研究する組織ができ、市内外、あるいは全国発信できれば広くジョン万次郎をアピールすることにつながり、観光を初め、本市にとってさらなる飛躍に一役買うことが期待されるところです。

また、沖縄を初め東京・大阪など、全国各地に名称はそれぞれ違いはありますが、ジョン万次郎研究会なる会が設立され、積極的に活動されています。この間東京に生誕式で伺ったときには、一番北は青森県で私1人で頑張っていますという万次郎研究会の方が出席されておりましたが、そういった状況でございます。このような現状を踏まえたときに、万次郎生誕の地である本市に研究会が設立されていないことに、残念な思いと必要性について私も感じておりました。今後におきまして、関係団体などに働きかけ、研究会立ち上げのきっかけとなるような協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(仲田 強君) 12番 武藤 清君。

(12番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

市長にまた同じ趣旨でお願いをしたいのですが、「土佐國漂流人申口聞書」、よういませんで仮名ふったほうがいかもかもしれませんが、要は土佐の国漂流人申し口聞き書きという、これは宇佐のお寺があって、そこの当時のお寺の住職が5人漂流した中の伝蔵さんの弟の五右衛門さんからこのお寺が聞き書きをしたという文章がこういう幕末のぐちゃぐちゃわけのわからん古文書で残っておりまして、この古文書を読む会というのが土佐市にあるというのが、現代文に直したのとそのままの原文が載る2種類に分かれておりますけれども、これが1998年7月25日印刷ということですから、2018年ですからもう20年前にこの本を土佐市郷土史研究会という編集員5名の方、事務局員2人、7人でこの解説をしたという本があります。この中に大変取り組みに対して感銘をさせられるような文章がございまして、何でこういう古文書を解説して現代文にしたのかということの中で、こういう土佐市郷土史研究会会長の森嘉一郎さんという方が平成10年7月吉日に書いたこの本の前書きの中にこういう文言がございまして。

我が土佐市の宇佐の港は、幕末日本の夜明けに貢献した中濱万次郎の船出の地であるという事実と、万次郎の活躍と栄達の影に埋もれた伝蔵たちの存在をぜひ皆様に知っていただきたい。そして特に若年の方々にもこれを読んでいただいて、たくましく成長してほしいという願いからであるというような文章がございまして、伝蔵さんですか兄弟らしいですが、から見ますとメインが万次郎ですので、この方は裏方ということですが、それでも万次郎のことは一つは考えながら、宇佐の出身の人間が万次郎と一緒に流されて、幕末に帰ってきて、万次郎が活躍した。その一緒に活動したのが宇佐におるんじやということ、後に続く宇佐の若い者にわかってもらいたいという思いでこの現代文に直した活動があるということです。こういうように、私は宇佐ともちょっと交流があればいいのかなというように前から思っておりますけれども、姉妹都市になってくるとまたいろいろ面倒くさいことがあるかも知れませんが、そこまではともかくとしましても、本市でジョン万研究会みたいなものができたら、それは民間ですので、また土佐市の皆さんなり東京なり大阪なり、教育長の話がありましたがあちこちの皆さんと民間同士の交流というのは十分可能になるわけですので、ぜひ万次郎が流されるという原点である宇佐でございます。土佐市でありますから、そういうこともあるということもぜひ若い皆さんにおわかりいただきたいということでもあります。ぜひ教育長から先ほど答弁がありましたけども、改めて市長からこのジョン万研究会なるもののお力添えをお願いできるといいのかなというふうに思っております。そのことが市長が条例制定しましたみんなまちづくり条例の一環にも沿うことになるというふうに思っておりますから、ぜひその辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） まさに私のほうから武藤議員にお願いをしたいような、ジョン万次郎研究会結成と市民意識の高揚ということなんですが、教育長からも答弁ありました。東京に行っても、この前副市長と議長が糸満に行っても、やはり各地域にはジョン万研究家という肩書の方が、必ずおられます。東京では北代淳二先生とか土佐市でも青野さんとか名刺の肩書にジョン万研究家と書いている方がおりますので、ぜひこの人に聞いたらジョン万のことが全てわかるような、そういう人の、人材育成というのが課題でありますし、ぜひこのジョン万研究会、郷土史同好会というしっかりとした情熱を持って取り組んでいる方たちもおりますので、ぜひ連携しながらこのジョン万次郎研究会、仮称であります。こういったものを立ち上げて、ふるさとの偉人、中濱万次郎の遺徳をもう一回顕彰しながら盛り上げるような運動、取り組みを、全面的にバックアップしてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 12番 武藤 清君。

(1 2 番 武藤 清君発言席)

○12番(武藤 清君) 大変どうもありがとうございました。市野瀬の真念庵から始まりまして市史、それから万次郎の研究会、3点、どうかよろしくお願いします。終わります。

○議長(仲田 強君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月13日午前10時に再開いたします。御苦勞さまでした。

午後 3時13分 延 会